

第 1 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 7 年 2 月 2 6 日

常 陸 大 宮 市

○目次

報告第1号	専決処分の報告について (常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)	P1
報告第2号	専決処分の報告について (常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	P5
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度常陸大宮市一般会計補正予算(第7号))	P9
議案第2号	令和7年度常陸大宮市一般会計予算	別冊
議案第3号	令和7年度常陸大宮市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第4号	令和7年度常陸大宮市公営墓地特別会計予算	別冊
議案第5号	令和7年度常陸大宮市介護保険特別会計予算	別冊
議案第6号	令和7年度常陸大宮市温泉事業特別会計予算	別冊
議案第7号	令和7年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第8号	令和7年度常陸大宮市上水道事業会計予算	別冊
議案第9号	令和7年度常陸大宮市下水道事業会計予算	別冊
議案第10号	常陸大宮市職員の旅費に関する条例	P11
議案第11号	常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	P39
議案第12号	常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	P87
議案第13号	常陸大宮市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	P91
議案第14号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	P229
議案第15号	常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	P235
議案第16号	常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	P239
議案第17号	常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例	P243

議案第18号	常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	P247
議案第19号	常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	P253
議案第20号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について	P259
議案第21号	新市まちづくり計画の一部変更について	P263
議案第22号	市道路線の認定について	P281
議案第23号	市道路線の変更について	P285
議案第24号	指定管理者の指定について	P289
議案第25号	指定管理者の指定について	P291
議案第26号	令和6年度常陸大宮市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第27号	令和6年度常陸大宮市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第28号	令和6年度常陸大宮市公営墓地特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第29号	令和6年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第30号	令和6年度常陸大宮市温泉事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第31号	令和6年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第32号	令和6年度常陸大宮市上水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第33号	令和6年度常陸大宮市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第34号	教育長の任命について	P293
議案第35号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P295
議案第36号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P297
議案第37号	農業委員会委員の任命について	P299

議案第38号	農業委員会委員の任命について	P301
議案第39号	農業委員会委員の任命について	P303
議案第40号	農業委員会委員の任命について	P305
議案第41号	農業委員会委員の任命について	P307
議案第42号	農業委員会委員の任命について	P309
議案第43号	農業委員会委員の任命について	P311
議案第44号	農業委員会委員の任命について	P313
議案第45号	農業委員会委員の任命について	P315
議案第46号	農業委員会委員の任命について	P317
議案第47号	農業委員会委員の任命について	P319
議案第48号	農業委員会委員の任命について	P321
議案第49号	農業委員会委員の任命について	P323
議案第50号	農業委員会委員の任命について	P325
議案第51号	農業委員会委員の任命について	P327
議案第52号	農業委員会委員の任命について	P329
議案第53号	農業委員会委員の任命について	P331
議案第54号	農業委員会委員の任命について	P333
議案第55号	農業委員会委員の任命について	P335

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙（令和 7 年専決第 2 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 26 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 2 号

専決処分書

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 7 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 1 号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例（平成４年大宮町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙（令和 7 年専決第 3 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 26 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 3 号

専決処分書

常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 14 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 1 号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年常陸大宮市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条に1号を加える改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

第4条第2号から第6号までを改め、同条に2号を加える改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 7 年専決第 1 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 1 号

専決処分書

令和 6 年度常陸大宮市一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 31 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）を活用した住民税非課税世帯への給付金及び子育て世帯への加算給付金の支給並びにふるさと応援寄付金事業執行に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

議案第 10 号

常陸大宮市職員の旅費に関する条例

常陸大宮市職員の旅費に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部改正により、国家公務員等の旅費制度が見直されたことを踏まえ、本市においても国に準じた措置を講ずるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市職員の旅費に関する条例

常陸大宮市職員の旅費に関する条例（平成２年大宮町条例第９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 任命権者 地方公務員法第６条の規定により任命権を有する者をいう。
- （２） 旅行命令権者 職員に対し旅行命令権又は専決権を有する者をいう。
- （３） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号）第２条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （４） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （５） 出張 職員が公務のため一時その在職公署（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （６） 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （７） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第７項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第３条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- ２ 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張のための内国旅行中に離職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。）には、当該職員
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

- 第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に

規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなか

ったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かねばならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、市長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
 - (2) 急行料金
 - (3) 寝台料金
 - (4) 座席指定料金
 - (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄

道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 寝台料金

（3） 座席指定料金

（4） 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 座席指定料金

（3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として規則で定める場合には、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこ

れに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 出張を命ぜられた職員で、旅行命令権者の承認を受けて自家用車を利用する移動に要する規則で定める費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として次に掲げる場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 本邦又は外国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) 外国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、為替相場の変動その他旅行命令を発したときには通常予見することのできない事情があつたとき。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2で定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、第13条又は前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、第9条から第12条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

（渡航雑費）

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- （1） 予防接種に係る費用
- （2） 旅券の交付手数料及び査証手数料
- （3） 外貨交換手数料
- （4） 入出国税
- （5） その他規則で定める費用

（死亡手当）

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘定して別表第3で定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて次に掲げる旅費とする。

- （1） 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- （2） 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
- （3） 前号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、前号の規定に準じて任命権者が市長に協議して定めるものとする。

- 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順

序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第20条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して必要とする旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第21条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、第7条及び当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(常陸大宮市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

2 常陸大宮市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年大宮町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「（平成 2 年大宮町条例第 9 号）」を「（令和 7 年常陸大宮市条例第 号）」に改める。

（常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年大宮町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「条例」の次に「（令和 7 年常陸大宮市条例第 号）」を加え、同項を同条第 3 項とする。

（常陸大宮市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 4 常陸大宮市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 36 年大宮町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「（平成 2 年大宮町条例第 9 号）」を「（令和 7 年常陸大宮市条例第 号）」に改める。

（常陸大宮市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 5 常陸大宮市証人等の実費弁償に関する条例（令和 2 年常陸大宮市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（平成 2 年大宮町条例第 9 号）」を「（令和 7 年常陸大宮市条例第 号）」に、「日当」を「宿泊手当」に改める。

別表第 1

宿泊費基準額（第 13 条関係）

1 本邦

区分	一般職員
宿泊費（1 夜につき）	－
北海道	13,000 円
青森県	11,000 円
岩手県	9,000 円
宮城県	10,000 円
秋田県	11,000 円
山形県	10,000 円
福島県	8,000 円
茨城県	11,000 円
栃木県	10,000 円
群馬県	10,000 円
埼玉県	19,000 円
千葉県	17,000 円
東京都	19,000 円
神奈川県	16,000 円
新潟県	16,000 円
富山県	11,000 円
石川県	9,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	12,000 円
長野県	11,000 円
岐阜県	13,000 円
静岡県	9,000 円
愛知県	11,000 円
三重県	9,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	19,000 円
大阪府	13,000 円
兵庫県	12,000 円
奈良県	11,000 円
和歌山県	11,000 円
鳥取県	8,000 円

島根県	9, 0 0 0 円
岡山県	1 0, 0 0 0 円
広島県	1 3, 0 0 0 円
山口県	8, 0 0 0 円
徳島県	1 0, 0 0 0 円
香川県	1 5, 0 0 0 円
愛媛県	1 0, 0 0 0 円
高知県	1 1, 0 0 0 円
福岡県	1 8, 0 0 0 円
佐賀県	1 1, 0 0 0 円
長崎県	1 1, 0 0 0 円
熊本県	1 4, 0 0 0 円
大分県	1 1, 0 0 0 円
宮崎県	1 2, 0 0 0 円
鹿児島県	1 2, 0 0 0 円
沖縄県	1 1, 0 0 0 円

2 外国

区分				一般職員
宿泊費（1夜につき）				-
	地域	国名	地名	-
	アジア	インド	ニューデリー	1 8, 0 0 0 円
			コルカタ	1 0, 0 0 0 円
			チェンナイ	1 2, 0 0 0 円
			ベンガルール	1 6, 0 0 0 円
			ムンバイ	2 3, 0 0 0 円
			その他の地	1 4, 0 0 0 円
		インドネシア	ジャカルタ	1 6, 0 0 0 円
			スラバヤ	1 2, 0 0 0 円
			デンパサール	1 8, 0 0 0 円
			メダン	8, 0 0 0 円
			その他の地	1 3, 0 0 0 円
		カンボジア	プノンペン	2 1, 0 0 0 円
			その他の地	2 1, 0 0 0 円
		シンガポール	シンガポール	3 4, 0 0 0 円
			その他の地	3 4, 0 0 0 円

スリランカ	コロンボ	22,000円
	その他の地	22,000円
タイ	バンコク	20,000円
	チェンマイ	14,000円
	その他の地	19,000円
大韓民国	ソウル	26,000円
	済州	23,000円
	釜山	18,000円
	その他の地	23,000円
中華人民共和 国	北京	17,000円
	広州	17,000円
	上海	17,000円
	重慶	11,000円
	瀋陽	9,000円
	青島	12,000円
	香港	32,000円
	その他の地	15,000円
ネパール	カトマンズ	15,000円
	その他の地	15,000円
パキスタン	イスラマバード	32,000円
	カラチ	31,000円
	その他の地	31,000円
バングラデシ ユ	ダッカ	17,000円
	その他の地	17,000円
東ティモール	ディリ	17,000円
	その他の地	17,000円
フィリピン	マニラ	17,000円
	セブ	19,000円
	ダバオ	22,000円
	その他の地	22,000円
ブルネイ	バンダルスリブ ガワン	20,000円
	その他の地	20,000円
ベトナム	ハノイ	14,000円
	ダナン	15,000円

		ホーチミン	15,000円
		その他の地	14,000円
	マレーシア	クアラルンプール	14,000円
		ペナン	14,000円
		その他の地	15,000円
	ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
		その他の地	17,000円
	モルディブ	マレ	47,000円
		その他の地	45,000円
	モンゴル	ウランバートル	24,000円
		その他の地	24,000円
	ラオス	ビエンチャン	17,000円
		その他の地	17,000円
	その他の国		17,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	29,000円
		シドニー	29,000円
		パース	27,000円
		ブリスベン	28,000円
		メルボルン	26,000円
		その他の地	26,000円
	キリバス	タラワ	25,000円
		その他の地	25,000円
	サモア	アピア	25,000円
		その他の地	25,000円
	ソロモン	ホニアラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	トンガ	ヌクアロファ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ニュージージーランド	ウェリントン	27,000円
		オークランド	27,000円
		その他の地	24,000円
	バヌアツ	ポートビラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円

		その他の地	38,000円
	パラオ	コロール	25,000円
		その他の地	25,000円
	フィジー	スバ	33,000円
		その他の地	40,000円
	マーシャル	マジュロ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ミクロネシア	コロニア	25,000円
		その他の地	25,000円
	その他の国		25,000円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	54,000円
		アトランタ	38,000円
		サンフランシスコ	49,000円
		シアトル	42,000円
		シカゴ	44,000円
		デトロイト	43,000円
		デンバー	40,000円
		ナッシュビル	37,000円
		ニューヨーク	57,000円
		ハガツニャ	18,000円
		ヒューストン	28,000円
		ボストン	59,000円
		ホノルル	49,000円
		マイアミ	39,000円
		ロサンゼルス	42,000円
		その他の地	36,000円
	カナダ	オタワ	34,000円
		カルガリー	34,000円
		トロント	49,000円
		バンクーバー	44,000円
		モントリオール	36,000円
		その他の地	35,000円
	その他の国		36,000円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円

	その他の地	24,000円
ウルグアイ	モンテビデオ	20,000円
	その他の地	20,000円
エクアドル	キト	27,000円
	その他の地	25,000円
エルサルバドル	サンサルバドル	27,000円
	その他の地	27,000円
キューバ	ハバナ	14,000円
	その他の地	14,000円
グアテマラ	グアテマラ	22,000円
	その他の地	21,000円
コスタリカ	サンホセ	32,000円
	その他の地	32,000円
コロンビア	ボゴタ	18,000円
	その他の地	17,000円
ジャマイカ	キングストン	44,000円
	その他の地	44,000円
チリ	サンティアゴ	26,000円
	その他の地	24,000円
ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
	その他の地	33,000円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000円
	その他の地	36,000円
ニカラグア	マナグア	14,000円
	その他の地	14,000円
ハイチ	ポルトープランス	33,000円
	その他の地	33,000円
パナマ	パナマ	23,000円
	その他の地	21,000円
パラグアイ	アスンシオン	22,000円
	その他の地	17,000円
バルバドス	ブリッジタウン	47,000円
	その他の地	47,000円

			ブラジル	ブラジリア	16,000円
				クリチバ	12,000円
				サンパウロ	20,000円
				マナウス	14,000円
				リオデジャネイロ	19,000円
				レシフェ	13,000円
				その他の地	11,000円
			ベネズエラ	カラカス	31,000円
				その他の地	31,000円
			ペルー	リマ	20,000円
				その他の地	19,000円
			ボリビア	ラパス	13,000円
				その他の地	13,000円
			ホンジュラス	テグシガルパ	29,000円
				その他の地	29,000円
			メキシコ	メキシコ	19,000円
				レオン	17,000円
				その他の地	19,000円
			その他の国		14,000円
	欧州	アイスランド	レイキャビク		49,000円
				その他の地	47,000円
		アイルランド	ダブリン		36,000円
				その他の地	33,000円
		アゼルバイジャン	バクー		25,000円
				その他の地	25,000円
		アルバニア	ティラナ		16,000円
				その他の地	16,000円
		アルメニア	エレバン		27,000円
				その他の地	26,000円
		イタリア	ローマ		30,000円
				ミラノ	31,000円
				その他の地	22,000円
		ウクライナ	キーウ		21,000円
				その他の地	21,000円
		ウズベキスタ	タシケント		25,000円

ン	その他の地	24,000円
英国	ロンドン	44,000円
	エディンバラ	38,000円
	その他の地	29,000円
エストニア	タリン	19,000円
	その他の地	20,000円
オーストリア	ウィーン	24,000円
	その他の地	21,000円
オランダ	ハーグ	24,000円
	その他の地	25,000円
カザフスタン	アスタナ	23,000円
	その他の地	23,000円
北マケドニア	スコピエ	21,000円
	その他の地	20,000円
キプロス	ニコシア	33,000円
	その他の地	26,000円
ギリシャ	アテネ	28,000円
	その他の地	25,000円
キルギス	ビシュケク	15,000円
	その他の地	15,000円
クロアチア	ザグレブ	21,000円
	その他の地	22,000円
ジョージア	トビリシ	21,000円
	その他の地	21,000円
スイス	ベルン	33,000円
	ジュネーブ	38,000円
	その他の地	32,000円
スウェーデン	ストックホルム	30,000円
	その他の地	25,000円
スペイン	マドリード	31,000円
	バルセロナ	34,000円
	その他の地	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
	その他の地	18,000円
スロベニア	リュブリャナ	23,000円
	その他の地	22,000円

セルビア	ベオグラード	25,000円
	その他の地	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000円
	その他の地	28,000円
チェコ	プラハ	19,000円
	その他の地	17,000円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
	その他の地	30,000円
ドイツ	ベルリン	25,000円
	デュッセルドルフ	22,000円
	ハンブルク	25,000円
	フランクフルト	20,000円
	ミュンヘン	24,000円
	その他の地	19,000円
トルクメニスタン	アシガバット	21,000円
	その他の地	21,000円
ノルウェー	オスロ	32,000円
	その他の地	29,000円
バチカン	バチカン	21,000円
	その他の地	21,000円
ハンガリー	ブダペスト	21,000円
	その他の地	19,000円
フィンランド	ヘルシンキ	27,000円
	その他の地	26,000円
フランス	パリ	38,000円
	ストラスブール	24,000円
	マルセイユ	23,000円
	その他の地	25,000円
ブルガリア	ソフィア	20,000円
	その他の地	18,000円
ベラルーシ	ミンスク	26,000円
	その他の地	26,000円
ベルギー	ブリュッセル	34,000円
	その他の地	26,000円
ポーランド	ワルシャワ	18,000円

		その他の地	15,000円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	18,000円
		その他の地	16,000円
	ポルトガル	リスボン	28,000円
		その他の地	22,000円
	モルドバ	キシナウ	20,000円
		その他の地	20,000円
	ラトビア	リガ	18,000円
		その他の地	18,000円
	リトアニア	ビリニュス	18,000円
		その他の地	18,000円
	ルーマニア	ブカレスト	21,000円
		その他の地	17,000円
	ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
		その他の地	29,000円
	ロシア	モスクワ	21,000円
		ウラジオストク	21,000円
		サンクトペテルブルク	21,000円
		ハバロフスク	21,000円
		ユジノサハリンスク	21,000円
		その他の地	21,000円
	その他の国		21,000円
中東	アフガニスタン	カブール	23,000円
		その他の地	23,000円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000円
		ドバイ	25,000円
		その他の地	24,000円
	イエメン	サヌア	23,000円
		その他の地	23,000円
	イスラエル	テルアビブ	37,000円
		その他の地	33,000円
	イラク	バグダット	23,000円
		その他の地	23,000円
	イラン	テヘラン	23,000円

		その他の地	23,000円
	オマーン	マスカット	14,000円
		その他の地	15,000円
	カタール	ドーハ	17,000円
		その他の地	17,000円
	クウェート	クウェート	23,000円
		その他の地	24,000円
	サウジアラビア	リヤド	43,000円
		ジッダ	21,000円
		その他の地	37,000円
	シリア	ダマスカス	23,000円
		その他の地	23,000円
	トルコ	アンカラ	15,000円
		イスタンブール	20,000円
		その他の地	19,000円
	バーレーン	マナーマ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ヨルダン	アンマン	21,000円
		その他の地	21,000円
	レバノン	ベイルート	23,000円
		その他の地	23,000円
	その他の国		23,000円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	30,000円
		その他の地	29,000円
	アンゴラ	ルアンダ	47,000円
		その他の地	47,000円
	ウガンダ	カンパラ	19,000円
		その他の地	31,000円
	エジプト	カイロ	32,000円
		その他の地	31,000円
	エチオピア	アディスアベバ	18,000円
		その他の地	24,000円
	ガーナ	アクラ	29,000円
		その他の地	29,000円
	ガボン	リーブルビル	32,000円
		その他の地	32,000円

カメルーン	ヤウンデ	2 6, 0 0 0 円
	その他の地	2 6, 0 0 0 円
ギニア	コナクリ	2 2, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
ケニア	ナイロビ	2 6, 0 0 0 円
	その他の地	2 6, 0 0 0 円
コートジボワール	アビジャン	3 2, 0 0 0 円
	その他の地	3 2, 0 0 0 円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	2 2, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
ザンビア	ルサカ	3 3, 0 0 0 円
	その他の地	3 7, 0 0 0 円
ジブチ	ジブチ	2 2, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
ジンバブエ	ハラレ	1 9, 0 0 0 円
	その他の地	1 9, 0 0 0 円
スーダン	ハルツーム	2 2, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
セーシェル	ビクトリア	2 2, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
セネガル	ダカール	4 0, 0 0 0 円
	その他の地	3 9, 0 0 0 円
タンザニア	ダルエスサラーム	2 2, 0 0 0 円
	その他の地	2 3, 0 0 0 円
チュニジア	チュニス	2 9, 0 0 0 円
	その他の地	2 9, 0 0 0 円
ナイジェリア	アブジャ	3 1, 0 0 0 円
	その他の地	3 1, 0 0 0 円
ナミビア	ウィントフック	1 3, 0 0 0 円
	その他の地	1 7, 0 0 0 円
ブルキナファソ	ワガドゥガー	2 3, 0 0 0 円
	その他の地	2 3, 0 0 0 円
ベナン	コトヌ	2 7, 0 0 0 円
	その他の地	2 7, 0 0 0 円
ボツワナ	ハボローネ	2 3, 0 0 0 円

			その他の地	23,000円
		マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
			その他の地	24,000円
		マラウイ	リロングウェ	26,000円
			その他の地	26,000円
		マリ	バマコ	41,000円
			その他の地	41,000円
		南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
			その他の地	18,000円
		南スーダン	ジュバ	22,000円
			その他の地	22,000円
		モーリシャス	ポートルイス	38,000円
			その他の地	26,000円
		モーリタニア	ヌアクショット	21,000円
			その他の地	21,000円
		モザンビーク	マプト	18,000円
			その他の地	19,000円
		モロッコ	ラバト	20,000円
			その他の地	19,000円
		リビア	トリポリ	22,000円
			その他の地	22,000円
		ルワンダ	キガリ	29,000円
			その他の地	29,000円
		その他の国		22,000円
		その他の地域		21,000円

別表第2

宿泊手当（第15条関係）

1 本邦

区分	一般職員
宿泊手当（1夜につき）	2,400円

2 外国

区分	一般職員		
宿泊手当（1夜につき）	－		
<table> <tr> <th>地域</th><th>国名</th></tr> </table>	地域	国名	－
地域	国名		

アジア	インド	4, 8 0 0 円
	インドネシア	4, 5 0 0 円
	カンボジア	5, 4 0 0 円
	シンガポール	5, 4 0 0 円
	スリランカ	5, 4 0 0 円
	タイ	5, 4 0 0 円
	大韓民国	5, 4 0 0 円
	中華人民共和国	5, 1 0 0 円
	ネパール	5, 1 0 0 円
	パキスタン	5, 4 0 0 円
	バングラデシュ	5, 4 0 0 円
	東ティモール	5, 4 0 0 円
	フィリピン	5, 4 0 0 円
	ブルネイ	5, 4 0 0 円
	ベトナム	4, 8 0 0 円
	マレーシア	5, 1 0 0 円
	ミャンマー	5, 4 0 0 円
	モルディブ	5, 4 0 0 円
	モンゴル	5, 4 0 0 円
	ラオス	5, 4 0 0 円
	その他の国	5, 4 0 0 円
大洋州	オーストラリア	5, 4 0 0 円
	キリバス	5, 4 0 0 円
	サモア	5, 4 0 0 円
	ソロモン	5, 4 0 0 円
	トンガ	5, 4 0 0 円
	ニュージーランド	5, 4 0 0 円
	バヌアツ	5, 4 0 0 円
	パプアニューギニア	5, 4 0 0 円
	パラオ	5, 4 0 0 円
	フィジー	5, 4 0 0 円
	マーシャル	5, 4 0 0 円
	ミクロネシア	5, 4 0 0 円
	その他の国	5, 4 0 0 円
北米	アメリカ合衆国	5, 4 0 0 円

	カナダ	5, 4 0 0 円
	その他の国	5, 4 0 0 円
中南米	アルゼンチン	5, 4 0 0 円
	ウルグアイ	5, 4 0 0 円
	エクアドル	5, 4 0 0 円
	エルサルバドル	5, 4 0 0 円
	キューバ	4, 8 0 0 円
	グアテマラ	5, 4 0 0 円
	コスタリカ	5, 4 0 0 円
	コロンビア	5, 4 0 0 円
	ジャマイカ	5, 4 0 0 円
	チリ	5, 4 0 0 円
	ドミニカ共和国	5, 4 0 0 円
	トリニダード・トバゴ	5, 4 0 0 円
	ニカラグア	4, 8 0 0 円
	ハイチ	5, 4 0 0 円
	パナマ	5, 4 0 0 円
	パラグアイ	5, 4 0 0 円
	バルバドス	5, 4 0 0 円
	ブラジル	3, 9 0 0 円
	ベネズエラ	5, 4 0 0 円
	ペルー	5, 4 0 0 円
	ボリビア	4, 5 0 0 円
	ホンジュラス	5, 4 0 0 円
	メキシコ	5, 4 0 0 円
	その他の国	4, 8 0 0 円
欧州	アイスランド	5, 4 0 0 円
	アイルランド	5, 4 0 0 円
	アゼルバイジャン	5, 4 0 0 円
	アルバニア	5, 4 0 0 円
	アルメニア	5, 4 0 0 円
	イタリア	5, 4 0 0 円
	ウクライナ	5, 4 0 0 円
	ウズベキスタン	5, 4 0 0 円
	英国	5, 4 0 0 円

エストニア	5, 4 0 0 円
オーストリア	5, 4 0 0 円
オランダ	5, 4 0 0 円
カザフスタン	5, 4 0 0 円
北マケドニア	5, 4 0 0 円
キプロス	5, 4 0 0 円
ギリシャ	5, 4 0 0 円
キルギス	5, 1 0 0 円
クロアチア	5, 4 0 0 円
ジョージア	5, 4 0 0 円
スイス	5, 4 0 0 円
スウェーデン	5, 4 0 0 円
スペイン	5, 4 0 0 円
スロバキア	5, 4 0 0 円
スロベニア	5, 4 0 0 円
セルビア	5, 4 0 0 円
タジキスタン	5, 4 0 0 円
チェコ	5, 4 0 0 円
デンマーク	5, 4 0 0 円
ドイツ	5, 4 0 0 円
トルクメニスタン	5, 4 0 0 円
ノルウェー	5, 4 0 0 円
バチカン	5, 4 0 0 円
ハンガリー	5, 4 0 0 円
フィンランド	5, 4 0 0 円
フランス	5, 4 0 0 円
ブルガリア	5, 4 0 0 円
ベラルーシ	5, 4 0 0 円
ベルギー	5, 4 0 0 円
ポーランド	5, 1 0 0 円
ボスニア・ヘルツ ェゴビナ	5, 4 0 0 円
ポルトガル	5, 4 0 0 円
モルドバ	5, 4 0 0 円
ラトビア	5, 4 0 0 円
リトアニア	5, 4 0 0 円

		ルーマニア	5, 4 0 0 円
		ルクセンブルク	5, 4 0 0 円
		ロシア	5, 4 0 0 円
		その他の国	5, 4 0 0 円
	中東	アフガニスタン	5, 4 0 0 円
		アラブ首長国連邦	5, 4 0 0 円
		イエメン	5, 4 0 0 円
		イスラエル	5, 4 0 0 円
		イラク	5, 4 0 0 円
		イラン	5, 4 0 0 円
		オマーン	5, 1 0 0 円
		カタール	5, 4 0 0 円
		クウェート	5, 4 0 0 円
		サウジアラビア	5, 4 0 0 円
		シリア	5, 4 0 0 円
		トルコ	5, 4 0 0 円
		バーレーン	5, 4 0 0 円
		ヨルダン	5, 4 0 0 円
		レバノン	5, 4 0 0 円
		その他の国	5, 4 0 0 円
	アフリカ	アルジェリア	5, 4 0 0 円
		アンゴラ	5, 4 0 0 円
		ウガンダ	5, 4 0 0 円
		エジプト	5, 4 0 0 円
		エチオピア	5, 4 0 0 円
		ガーナ	5, 4 0 0 円
		ガボン	5, 4 0 0 円
		カメルーン	5, 4 0 0 円
		ギニア	5, 4 0 0 円
		ケニア	5, 4 0 0 円
		コートジボワール	5, 4 0 0 円
		コンゴ民主共和国	5, 4 0 0 円
		ザンビア	5, 4 0 0 円
		ジブチ	5, 4 0 0 円
		ジンバブエ	5, 4 0 0 円
		スーダン	5, 4 0 0 円

		セーシェル	5, 4 0 0 円
		セネガル	5, 4 0 0 円
		タンザニア	5, 4 0 0 円
		チュニジア	5, 4 0 0 円
		ナイジェリア	5, 4 0 0 円
		ナミビア	5, 4 0 0 円
		ブルキナファソ	5, 4 0 0 円
		ベナン	5, 4 0 0 円
		ボツワナ	5, 4 0 0 円
		マダガスカル	5, 4 0 0 円
		マラウイ	5, 4 0 0 円
		マリ	5, 4 0 0 円
		南アフリカ共和国	5, 4 0 0 円
		南スーダン	5, 4 0 0 円
		モーリシャス	5, 4 0 0 円
		モーリタニア	5, 4 0 0 円
		モザンビーク	5, 4 0 0 円
		モロッコ	5, 4 0 0 円
		リビア	5, 4 0 0 円
		ルワンダ	5, 4 0 0 円
		その他の国	5, 4 0 0 円
	その他の地域		5, 4 0 0 円

別表第 3

死亡手当（第 1 7 条関係）

区分	一般職員
死亡手当	9 3 0, 0 0 0 円

議案第 1 1 号

常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の一部改正により、国家公務員等の旅費制度が見直されたことを踏まえ、本市特別職の職員においても国に準じた措置を講ずるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条から第11条までを次のように改める。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 急行料金

（3） 寝台料金

（4） 座席指定料金

（5） 特別車両料金

（6） 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

（船賃）

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

(その他の交通費等)

第10条 その他の交通費、渡航雑費、死亡手当、退職者等の旅費及び遺族等の旅費の額は、常陸大宮市職員の旅費に関する条例（令和7年常陸大宮市条例第 号）の規定を準用して算出された額とする。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第2で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として次に掲げる場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 本邦又は外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (2) 外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、為替相場の変動その他旅行命令を発したときには通常予見することのできない事情があったとき。

第 11 条の次に次の 3 条を加える。

(包括宿泊費)

第 12 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 7 条から第 10 条までの規定による交通費の額及び前条に規定する宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 13 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 3 で定める 1 夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、第 11 条又は前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項で定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第 3 のとおりとする。ただし、第 7 条から第 10 条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の 3 分の 1 の額とする。

(旅費の調整等)

第 14 条 旅費の調整、返納及び支給額の上限は、常陸大宮市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとする。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2

宿泊費基準額（第 1 1 条関係）

1 本邦

区分	市長・副市長・教育長
宿泊費（1 夜につき）	-
北海道	1 8, 0 0 0 円
青森県	1 5, 0 0 0 円
岩手県	1 3, 0 0 0 円
宮城県	1 4, 0 0 0 円
秋田県	1 5, 0 0 0 円
山形県	1 4, 0 0 0 円
福島県	1 1, 0 0 0 円
茨城県	1 5, 0 0 0 円
栃木県	1 4, 0 0 0 円
群馬県	1 4, 0 0 0 円
埼玉県	2 7, 0 0 0 円
千葉県	2 4, 0 0 0 円
東京都	2 7, 0 0 0 円
神奈川県	2 2, 0 0 0 円
新潟県	2 2, 0 0 0 円
富山県	1 5, 0 0 0 円
石川県	1 3, 0 0 0 円
福井県	1 4, 0 0 0 円
山梨県	1 7, 0 0 0 円
長野県	1 5, 0 0 0 円
岐阜県	1 8, 0 0 0 円
静岡県	1 3, 0 0 0 円
愛知県	1 5, 0 0 0 円
三重県	1 3, 0 0 0 円
滋賀県	1 5, 0 0 0 円
京都府	2 7, 0 0 0 円
大阪府	1 8, 0 0 0 円
兵庫県	1 7, 0 0 0 円
奈良県	1 5, 0 0 0 円
和歌山県	1 5, 0 0 0 円

鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

2 外国

区分			市長・副市長・教育長
宿泊費（1夜につき）			－
地域	国名	地名	－
アジア	インド	ニューデリー	20,000円
		コルカタ	11,000円
		チェンナイ	13,000円
		ベンガルール	18,000円
		ムンバイ	25,000円
		その他の地	15,000円
	インドネシア	ジャカルタ	18,000円
		スラバヤ	13,000円
		デンパサール	20,000円
		メダン	9,000円
		その他の地	14,000円
	カンボジア	プノンペン	23,000円
		その他の地	23,000円

シンガポール	シンガポール	37,000円
	その他の地	37,000円
スリランカ	コロンボ	24,000円
	その他の地	24,000円
タイ	バンコク	22,000円
	チェンマイ	15,000円
	その他の地	21,000円
大韓民国	ソウル	29,000円
	済州	25,000円
	釜山	20,000円
	その他の地	25,000円
中華人民共和 国	北京	19,000円
	広州	19,000円
	上海	19,000円
	重慶	12,000円
	瀋陽	10,000円
	青島	13,000円
	香港	35,000円
	その他の地	17,000円
ネパール	カトマンズ	17,000円
	その他の地	17,000円
パキスタン	イスラマバード	35,000円
	カラチ	34,000円
	その他の地	34,000円
バングラデシ ユ	ダッカ	19,000円
	その他の地	19,000円
東ティモール	ディリ	19,000円
	その他の地	19,000円
フィリピン	マニラ	19,000円
	セブ	21,000円
	ダバオ	24,000円
	その他の地	24,000円
ブルネイ	バンダルスリ ブガワン	22,000円

		その他の地	22,000円
	ベトナム	ハノイ	15,000円
		ダナン	17,000円
		ホーチミン	17,000円
		その他の地	15,000円
	マレーシア	クアラルンプール	15,000円
		ペナン	15,000円
		その他の地	17,000円
	ミャンマー	ヤンゴン	19,000円
		その他の地	19,000円
	モルディブ	マレ	52,000円
		その他の地	50,000円
	モンゴル	ウランバートル	26,000円
		その他の地	26,000円
	ラオス	ビエンチャン	19,000円
		その他の地	19,000円
	その他の国		19,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	32,000円
		シドニー	32,000円
		パース	30,000円
		ブリスベン	31,000円
		メルボルン	29,000円
		その他の地	29,000円
	キリバス	タラワ	28,000円
		その他の地	28,000円
	サモア	アピア	28,000円
		その他の地	28,000円
	ソロモン	ホニアラ	28,000円
		その他の地	28,000円
	トンガ	ヌクアロファ	28,000円
		その他の地	28,000円
	ニュージージーランド	ウェリントン	30,000円
		オークランド	30,000円

		その他の地	2 6, 0 0 0 円
	バヌアツ	ポートビラ	2 8, 0 0 0 円
		その他の地	2 8, 0 0 0 円
	パプアニュー ギニア	ポートモレス ビー	4 2, 0 0 0 円
		その他の地	4 2, 0 0 0 円
	パラオ	コロール	2 8, 0 0 0 円
		その他の地	2 8, 0 0 0 円
	フィジー	スバ	3 6, 0 0 0 円
		その他の地	4 4, 0 0 0 円
	マーシャル	マジュロ	2 8, 0 0 0 円
		その他の地	2 8, 0 0 0 円
	ミクロネシア	コロニア	2 8, 0 0 0 円
		その他の地	2 8, 0 0 0 円
	その他の国		2 8, 0 0 0 円
北米	アメリカ合衆 国	ワシントン	5 9, 0 0 0 円
		アトランタ	4 2, 0 0 0 円
		サンフランシ スコ	5 4, 0 0 0 円
		シアトル	4 6, 0 0 0 円
		シカゴ	4 8, 0 0 0 円
		デトロイト	4 7, 0 0 0 円
		デンバー	4 4, 0 0 0 円
		ナッシュビル	4 1, 0 0 0 円
		ニューヨーク	6 3, 0 0 0 円
		ハガッニャ	2 0, 0 0 0 円
		ヒューストン	3 1, 0 0 0 円
		ボストン	6 5, 0 0 0 円
		ホノルル	5 4, 0 0 0 円
		マイアミ	4 3, 0 0 0 円
		ロサンゼルス	4 6, 0 0 0 円
		その他の地	4 0, 0 0 0 円
	カナダ	オタワ	3 7, 0 0 0 円
		カルガリー	3 7, 0 0 0 円
		トロント	5 4, 0 0 0 円

中 南 米		バンクーバー	48,000円
		モントリオール	40,000円
		その他の地	39,000円
		その他の国	40,000円
	アルゼンチン	ブエノスアイレス	28,000円
		その他の地	26,000円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000円
		その他の地	22,000円
	エクアドル	キト	30,000円
		その他の地	28,000円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000円
		その他の地	30,000円
	キューバ	ハバナ	15,000円
		その他の地	15,000円
	グアテマラ	グアテマラ	24,000円
		その他の地	23,000円
	コスタリカ	サンホセ	35,000円
		その他の地	35,000円
	コロンビア	ボゴタ	20,000円
		その他の地	19,000円
	ジャマイカ	キングストン	48,000円
		その他の地	48,000円
	チリ	サンティアゴ	29,000円
		その他の地	26,000円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	37,000円
		その他の地	36,000円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000円
		その他の地	40,000円
	ニカラグア	マナグア	15,000円
		その他の地	15,000円

	ハイチ	ポルトープランス	3 6, 0 0 0 円
		その他の地	3 6, 0 0 0 円
	パナマ	パナマ	2 5, 0 0 0 円
		その他の地	2 3, 0 0 0 円
	パラグアイ	アスンシオン	2 4, 0 0 0 円
		その他の地	1 9, 0 0 0 円
	バルバドス	ブリッジタウン	5 2, 0 0 0 円
		その他の地	5 2, 0 0 0 円
	ブラジル	ブラジリア	1 8, 0 0 0 円
		クリチバ	1 3, 0 0 0 円
		サンパウロ	2 2, 0 0 0 円
		マナウス	1 5, 0 0 0 円
		リオデジャネイロ	2 1, 0 0 0 円
		レシフェ	1 4, 0 0 0 円
		その他の地	1 2, 0 0 0 円
	ベネズエラ	カラカス	3 4, 0 0 0 円
		その他の地	3 4, 0 0 0 円
	ペルー	リマ	2 2, 0 0 0 円
		その他の地	2 1, 0 0 0 円
	ボリビア	ラパス	1 4, 0 0 0 円
		その他の地	1 4, 0 0 0 円
	ホンジュラス	テグシガルパ	3 2, 0 0 0 円
		その他の地	3 2, 0 0 0 円
	メキシコ	メキシコ	2 1, 0 0 0 円
		レオン	1 9, 0 0 0 円
		その他の地	2 1, 0 0 0 円
	その他の国		1 5, 0 0 0 円
欧州	アイスランド	レイキャビク	5 4, 0 0 0 円
		その他の地	5 2, 0 0 0 円
	アイルランド	ダブリン	4 0, 0 0 0 円
		その他の地	3 6, 0 0 0 円
	アゼルバイジ	バクー	2 8, 0 0 0 円

ヤン	その他の地	28,000円
アルバニア	ティラナ	18,000円
	その他の地	18,000円
アルメニア	エレバン	30,000円
	その他の地	29,000円
イタリア	ローマ	33,000円
	ミラノ	34,000円
	その他の地	24,000円
ウクライナ	キーウ	23,000円
	その他の地	23,000円
ウズベキスタン	タシケント	28,000円
	その他の地	26,000円
英国	ロンドン	48,000円
	エディンバラ	42,000円
	その他の地	32,000円
エストニア	タリン	21,000円
	その他の地	22,000円
オーストリア	ウィーン	26,000円
	その他の地	23,000円
オランダ	ハーグ	26,000円
	その他の地	28,000円
カザフスタン	アスタナ	25,000円
	その他の地	25,000円
北マケドニア	スコピエ	23,000円
	その他の地	22,000円
キプロス	ニコシア	36,000円
	その他の地	29,000円
ギリシャ	アテネ	31,000円
	その他の地	28,000円
キルギス	ビシュケク	17,000円
	その他の地	17,000円
クロアチア	ザグレブ	23,000円
	その他の地	24,000円
ジョージア	トビリシ	23,000円
	その他の地	23,000円

スイス	ベルン	3 6, 0 0 0 円
	ジュネーブ	4 2, 0 0 0 円
	その他の地	3 5, 0 0 0 円
スウェーデン	ストックホルム	3 3, 0 0 0 円
	その他の地	2 8, 0 0 0 円
スペイン	マドリード	3 4, 0 0 0 円
	バルセロナ	3 7, 0 0 0 円
	その他の地	2 6, 0 0 0 円
スロバキア	ブラチスラバ	2 4, 0 0 0 円
	その他の地	2 0, 0 0 0 円
スロベニア	リュブリャナ	2 5, 0 0 0 円
	その他の地	2 4, 0 0 0 円
セルビア	ベオグラード	2 8, 0 0 0 円
	その他の地	2 3, 0 0 0 円
タジキスタン	ドゥシャンベ	3 1, 0 0 0 円
	その他の地	3 1, 0 0 0 円
チェコ	プラハ	2 1, 0 0 0 円
	その他の地	1 9, 0 0 0 円
デンマーク	コペンハーゲン	3 7, 0 0 0 円
	その他の地	3 3, 0 0 0 円
ドイツ	ベルリン	2 8, 0 0 0 円
	デュッセルドルフ	2 4, 0 0 0 円
	ハンブルク	2 8, 0 0 0 円
	フランクフルト	2 2, 0 0 0 円
	ミュンヘン	2 6, 0 0 0 円
	その他の地	2 1, 0 0 0 円
トルクメニスタン	アシガバット	2 3, 0 0 0 円
	その他の地	2 3, 0 0 0 円
ノルウェー	オスロ	3 5, 0 0 0 円
	その他の地	3 2, 0 0 0 円
バチカン	バチカン	2 3, 0 0 0 円

	その他の地	23,000円
ハンガリー	ブダペスト	23,000円
	その他の地	21,000円
フィンランド	ヘルシンキ	30,000円
	その他の地	29,000円
フランス	パリ	42,000円
	ストラスブール	26,000円
	マルセイユ	25,000円
	その他の地	28,000円
ブルガリア	ソフィア	22,000円
	その他の地	20,000円
ベラルーシ	ミンスク	29,000円
	その他の地	29,000円
ベルギー	ブリュッセル	37,000円
	その他の地	29,000円
ポーランド	ワルシャワ	20,000円
	その他の地	17,000円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	20,000円
	その他の地	18,000円
ポルトガル	リスボン	31,000円
	その他の地	24,000円
モルドバ	キシナウ	22,000円
	その他の地	22,000円
ラトビア	リガ	20,000円
	その他の地	20,000円
リトアニア	ビリニュス	20,000円
	その他の地	20,000円
ルーマニア	ブカレスト	23,000円
	その他の地	19,000円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	39,000円
	その他の地	32,000円
ロシア	モスクワ	23,000円
	ウラジオスト	23,000円

中東		ク	
		サントペテルブルク	23,000円
		ハバロフスク	23,000円
		ユジノサハリンスク	23,000円
		その他の地	23,000円
	その他の国		23,000円
	アフガニスタン	カブール	25,000円
		その他の地	25,000円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	33,000円
		ドバイ	28,000円
		その他の地	26,000円
	イエメン	サヌア	25,000円
		その他の地	25,000円
	イスラエル	テルアビブ	41,000円
		その他の地	36,000円
	イラク	バグダット	25,000円
		その他の地	25,000円
	イラン	テヘラン	25,000円
		その他の地	25,000円
	オマーン	マスカット	15,000円
		その他の地	17,000円
	カタール	ドーハ	19,000円
		その他の地	19,000円
	クウェート	クウェート	25,000円
		その他の地	26,000円
	サウジアラビア	リヤド	47,000円
		ジッダ	23,000円
		その他の地	41,000円
	シリア	ダマスカス	25,000円
		その他の地	25,000円
	トルコ	アンカラ	17,000円
		イスタンブール	22,000円

		その他の地	2 1, 0 0 0 円
	バーレーン	マナーマ	2 4, 0 0 0 円
		その他の地	2 4, 0 0 0 円
	ヨルダン	アンマン	2 3, 0 0 0 円
		その他の地	2 3, 0 0 0 円
	レバノン	ベイルート	2 5, 0 0 0 円
		その他の地	2 5, 0 0 0 円
	その他の国		2 5, 0 0 0 円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	3 3, 0 0 0 円
		その他の地	3 2, 0 0 0 円
	アンゴラ	ルアンダ	5 2, 0 0 0 円
		その他の地	5 2, 0 0 0 円
	ウガンダ	カンパラ	2 1, 0 0 0 円
		その他の地	3 4, 0 0 0 円
	エジプト	カイロ	3 5, 0 0 0 円
		その他の地	3 4, 0 0 0 円
	エチオピア	アディスアベバ	2 0, 0 0 0 円
		その他の地	2 6, 0 0 0 円
	ガーナ	アクラ	3 2, 0 0 0 円
		その他の地	3 2, 0 0 0 円
	ガボン	リーブルビル	3 5, 0 0 0 円
		その他の地	3 5, 0 0 0 円
	カメルーン	ヤウンデ	2 9, 0 0 0 円
		その他の地	2 9, 0 0 0 円
	ギニア	コナクリ	2 4, 0 0 0 円
		その他の地	2 4, 0 0 0 円
	ケニア	ナイロビ	2 9, 0 0 0 円
		その他の地	2 9, 0 0 0 円
	コートジボワール	アビジャン	3 5, 0 0 0 円
		その他の地	3 5, 0 0 0 円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	2 4, 0 0 0 円
		その他の地	2 4, 0 0 0 円
	ザンビア	ルサカ	3 6, 0 0 0 円
		その他の地	4 1, 0 0 0 円

ジブチ	ジブチ	24,000円
	その他の地	24,000円
ジンバブエ	ハラレ	21,000円
	その他の地	21,000円
スーダン	ハルツーム	24,000円
	その他の地	24,000円
セーシェル	ビクトリア	24,000円
	その他の地	24,000円
セネガル	ダカール	44,000円
	その他の地	43,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	24,000円
	その他の地	25,000円
チュニジア	チュニス	32,000円
	その他の地	32,000円
ナイジェリア	アブジャ	34,000円
	その他の地	34,000円
ナミビア	ウィントフック	14,000円
	その他の地	19,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	25,000円
	その他の地	25,000円
ベナン	コトヌ	30,000円
	その他の地	30,000円
ボツワナ	ハボローネ	25,000円
	その他の地	25,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	26,000円
	その他の地	26,000円
マラウイ	リロングウェ	29,000円
	その他の地	29,000円
マリ	バマコ	45,000円
	その他の地	45,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	18,000円
	その他の地	20,000円

	南スーダン	ジュバ	24,000円
		その他の地	24,000円
	モーリシャス	ポートルイス	42,000円
		その他の地	29,000円
	モーリタニア	ヌアクショット	23,000円
		その他の地	23,000円
	モザンビーク	マプト	20,000円
		その他の地	21,000円
	モロッコ	ラバト	22,000円
		その他の地	21,000円
	リビア	トリポリ	24,000円
		その他の地	24,000円
	ルワンダ	キガリ	32,000円
		その他の地	32,000円
	その他の国		24,000円
その他の地域		23,000円	

別表第3

宿泊手当（第13条関係）

1 本邦

区分	市長・副市長・教育長
宿泊手当（1夜につき）	2,400円

2 外国

区分		市長・副市長・教育長
宿泊手当（1夜につき）		－
地域	国名	－
アジア	インド	4,800円
	インドネシア	4,500円
	カンボジア	5,400円
	シンガポール	5,400円
	スリランカ	5,400円
	タイ	5,400円
	大韓民国	5,400円

		中華人民共和国	5, 1 0 0 円
		ネパール	5, 1 0 0 円
		パキスタン	5, 4 0 0 円
		バングラデシュ	5, 4 0 0 円
		東ティモール	5, 4 0 0 円
		フィリピン	5, 4 0 0 円
		ブルネイ	5, 4 0 0 円
		ベトナム	4, 8 0 0 円
		マレーシア	5, 1 0 0 円
		ミャンマー	5, 4 0 0 円
		モルディブ	5, 4 0 0 円
		モンゴル	5, 4 0 0 円
		ラオス	5, 4 0 0 円
		その他の国	5, 4 0 0 円
	大洋州	オーストラリア	5, 4 0 0 円
		キリバス	5, 4 0 0 円
		サモア	5, 4 0 0 円
		ソロモン	5, 4 0 0 円
		トンガ	5, 4 0 0 円
		ニュージーランド	5, 4 0 0 円
		バヌアツ	5, 4 0 0 円
		パプアニューギニア	5, 4 0 0 円
		パラオ	5, 4 0 0 円
		フィジー	5, 4 0 0 円
		マーシャル	5, 4 0 0 円
		ミクロネシア	5, 4 0 0 円
		その他の国	5, 4 0 0 円
	北米	アメリカ合衆国	5, 4 0 0 円
		カナダ	5, 4 0 0 円
		その他の国	5, 4 0 0 円
	中南米	アルゼンチン	5, 4 0 0 円
		ウルグアイ	5, 4 0 0 円
		エクアドル	5, 4 0 0 円
		エルサルバドル	5, 4 0 0 円

	キューバ	4, 8 0 0 円
	グアテマラ	5, 4 0 0 円
	コスタリカ	5, 4 0 0 円
	コロンビア	5, 4 0 0 円
	ジャマイカ	5, 4 0 0 円
	チリ	5, 4 0 0 円
	ドミニカ共和国	5, 4 0 0 円
	トリニダード・トバゴ	5, 4 0 0 円
	ニカラグア	4, 8 0 0 円
	ハイチ	5, 4 0 0 円
	パナマ	5, 4 0 0 円
	パラグアイ	5, 4 0 0 円
	バルバドス	5, 4 0 0 円
	ブラジル	3, 9 0 0 円
	ベネズエラ	5, 4 0 0 円
	ペルー	5, 4 0 0 円
	ボリビア	4, 5 0 0 円
	ホンジュラス	5, 4 0 0 円
	メキシコ	5, 4 0 0 円
	その他の国	4, 8 0 0 円
欧州	アイスランド	5, 4 0 0 円
	アイルランド	5, 4 0 0 円
	アゼルバイジャン	5, 4 0 0 円
	アルバニア	5, 4 0 0 円
	アルメニア	5, 4 0 0 円
	イタリア	5, 4 0 0 円
	ウクライナ	5, 4 0 0 円
	ウズベキスタン	5, 4 0 0 円
	英国	5, 4 0 0 円
	エストニア	5, 4 0 0 円
	オーストリア	5, 4 0 0 円
	オランダ	5, 4 0 0 円
	カザフスタン	5, 4 0 0 円
	北マケドニア	5, 4 0 0 円

キプロス	5, 4 0 0 円
ギリシャ	5, 4 0 0 円
キルギス	5, 1 0 0 円
クロアチア	5, 4 0 0 円
ジョージア	5, 4 0 0 円
スイス	5, 4 0 0 円
スウェーデン	5, 4 0 0 円
スペイン	5, 4 0 0 円
スロバキア	5, 4 0 0 円
スロベニア	5, 4 0 0 円
セルビア	5, 4 0 0 円
タジキスタン	5, 4 0 0 円
チェコ	5, 4 0 0 円
デンマーク	5, 4 0 0 円
ドイツ	5, 4 0 0 円
トルクメニスタン	5, 4 0 0 円
ノルウェー	5, 4 0 0 円
バチカン	5, 4 0 0 円
ハンガリー	5, 4 0 0 円
フィンランド	5, 4 0 0 円
フランス	5, 4 0 0 円
ブルガリア	5, 4 0 0 円
ベラルーシ	5, 4 0 0 円
ベルギー	5, 4 0 0 円
ポーランド	5, 1 0 0 円
ボスニア・ヘルツ ェゴビナ	5, 4 0 0 円
ポルトガル	5, 4 0 0 円
モルドバ	5, 4 0 0 円
ラトビア	5, 4 0 0 円
リトアニア	5, 4 0 0 円
ルーマニア	5, 4 0 0 円
ルクセンブルク	5, 4 0 0 円
ロシア	5, 4 0 0 円
その他の国	5, 4 0 0 円

		中東	アフガニスタン	5, 4 0 0 円
			アラブ首長国連邦	5, 4 0 0 円
			イエメン	5, 4 0 0 円
			イスラエル	5, 4 0 0 円
			イラク	5, 4 0 0 円
			イラン	5, 4 0 0 円
			オマーン	5, 1 0 0 円
			カタール	5, 4 0 0 円
			クウェート	5, 4 0 0 円
			サウジアラビア	5, 4 0 0 円
			シリア	5, 4 0 0 円
			トルコ	5, 4 0 0 円
			バーレーン	5, 4 0 0 円
			ヨルダン	5, 4 0 0 円
			レバノン	5, 4 0 0 円
			その他の国	5, 4 0 0 円
	アフリカ		アルジェリア	5, 4 0 0 円
			アンゴラ	5, 4 0 0 円
			ウガンダ	5, 4 0 0 円
			エジプト	5, 4 0 0 円
			エチオピア	5, 4 0 0 円
			ガーナ	5, 4 0 0 円
			ガボン	5, 4 0 0 円
			カメルーン	5, 4 0 0 円
			ギニア	5, 4 0 0 円
			ケニア	5, 4 0 0 円
			コートジボワール	5, 4 0 0 円
			コンゴ民主共和国	5, 4 0 0 円
			ザンビア	5, 4 0 0 円
			ジブチ	5, 4 0 0 円
			ジンバブエ	5, 4 0 0 円
			スーダン	5, 4 0 0 円
			セーシェル	5, 4 0 0 円
			セネガル	5, 4 0 0 円
			タンザニア	5, 4 0 0 円

	タンザニア	5, 4 0 0 円
	チュニジア	5, 4 0 0 円
	ナイジェリア	5, 4 0 0 円
	ナミビア	5, 4 0 0 円
	ブルキナファソ	5, 4 0 0 円
	ベナン	5, 4 0 0 円
	ボツワナ	5, 4 0 0 円
	マダガスカル	5, 4 0 0 円
	マラウイ	5, 4 0 0 円
	マリ	5, 4 0 0 円
	南アフリカ共和国	5, 4 0 0 円
	南スーダン	5, 4 0 0 円
	モーリシャス	5, 4 0 0 円
	モーリタニア	5, 4 0 0 円
	モザンビーク	5, 4 0 0 円
	モロッコ	5, 4 0 0 円
	リビア	5, 4 0 0 円
	ルワンダ	5, 4 0 0 円
	その他の国	5, 4 0 0 円
	その他の地域	5, 4 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正を受け、常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年大宮町条例第 3 号）の一部を改正する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年大宮町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

常陸大宮市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

人事院勧告に基づき国家公務員の給与の改定が行われたことを踏まえ、本市
においても国に準じた措置を講ずるに当たり、常陸大宮市職員の給与に関する
条例（昭和 32 年大宮町条例第 14 号）ほか 4 条例の一部を改正する必要があ
るため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市職員の給与に関する条例（昭和32年大宮町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「, 6月に支給する場合には100分の122.5, 12月に支給する場合には100分の127.5」に改め, 同条第3項中「「100分の68.75」と」の次に「, 「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の102.5」を「, 6月に支給する場合には100分の102.5, 12月に支給する場合には100分の107.5」に改め, 同項第2号中「100分の48.75」を「, 6月に支給する場合には100分の48.75, 12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年			円	円	円	円	円	円
前再1			183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
任用2			184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
短時3			185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
間勤4			186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
務職5			188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
員以6			189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
外の7			191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
職員8			192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
			194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
			196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
			197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
			199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
			201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
			202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
			204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
			206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
			207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
			209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
			210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
			212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
			213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
			215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
			216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
			218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
			220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
			221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
			223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400

28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	

63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			

	98		300,600	348,800				
	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

（ア） 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200

30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000
31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800
32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500
33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100
34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900
35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600
36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300
37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800
38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300

66	476,900	528,700
67	477,500	529,400
68	478,100	530,300
69	478,400	531,200
70	479,000	532,000
71	479,700	532,900
72	480,400	533,800
73	480,800	534,600
74	481,400	535,500
75	482,100	536,400
76	482,800	537,100
77	483,200	537,900
78	483,800	538,800
79	484,400	539,700
80	484,900	540,600
81	485,400	541,400
82	485,900	542,300
83	486,400	543,200
84	486,900	544,100
85	487,300	544,900
86	487,800	545,800
87	488,200	546,700
88	488,700	547,600
89	489,200	548,400
90	489,800	
91	490,400	
92	490,800	
93	491,300	
94	491,900	
95	492,500	
96	493,000	
97	493,500	

備考 この表は，病院，療養所，診療所等に勤務する医師及び歯科医師その他市長が定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
短時間	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
勤務職	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
員以外	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
の職員	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900

32	234, 800	260, 400	285, 000	308, 500	349, 400
33	235, 600	261, 200	285, 800	309, 800	350, 900
34	236, 400	262, 000	286, 900	311, 000	352, 400
35	237, 200	262, 700	287, 900	312, 200	353, 900
36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300
37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700
38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300
39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800
40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300
41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500
42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600
43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400

69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600
86		294, 100	330, 400	351, 200	
87		294, 300	330, 600	351, 500	
88		294, 500	330, 900	351, 800	
89		294, 900	331, 300	352, 200	
90		295, 100	331, 700	352, 500	
91		295, 300	332, 000	352, 800	
92		295, 500	332, 300	353, 100	
93		295, 900	332, 600	353, 500	
94		296, 100	332, 800	353, 800	
95		296, 300	333, 200	354, 100	
96		296, 600	333, 500	354, 400	
97		296, 900	333, 700	354, 700	
98		297, 100	334, 000	355, 100	
99		297, 300	334, 300	355, 500	
100		297, 600	334, 600	355, 900	
101		297, 900	334, 800	356, 400	
102		298, 100	335, 100	356, 800	
103		298, 300	335, 400	357, 200	
104		298, 600	335, 600	357, 600	
105		298, 900	335, 800	358, 100	

	106			336,000		
	107			336,400		
	108			336,600		
	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
短時間	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
勤務職	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
員以外	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
の職員	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900

17	237, 600	260, 500	287, 800	301, 800	328, 000
18	239, 600	261, 600	288, 300	302, 500	329, 200
19	241, 700	262, 700	288, 800	303, 200	330, 300
20	243, 700	263, 800	289, 300	303, 900	331, 400
21	245, 600	264, 900	289, 800	304, 600	332, 500
22	246, 800	266, 000	290, 300	305, 500	333, 700
23	248, 000	267, 100	290, 800	306, 400	334, 800
24	249, 100	268, 200	291, 300	307, 300	335, 900
25	250, 200	269, 200	291, 800	308, 100	337, 000
26	251, 100	270, 300	292, 300	309, 000	338, 200
27	252, 000	271, 400	292, 800	309, 900	339, 300
28	252, 900	272, 400	293, 300	310, 800	340, 400
29	253, 700	273, 400	293, 800	311, 600	341, 500
30	254, 500	274, 100	294, 400	312, 500	342, 700
31	255, 200	274, 800	295, 200	313, 400	343, 800
32	255, 900	275, 500	296, 000	314, 300	344, 900
33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000
34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300
35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600
36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900
37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100
38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600
39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100
40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600
41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800
42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300
43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700
44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100
45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500
46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500
47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900
48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200
49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500
50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900
51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200
52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000

54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600
58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100
66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100
69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000
72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600
73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300
74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800
75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400
76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900
77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300
78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900
79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400
80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700
81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000
82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500
83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900
84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600

91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500
93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500	
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900	
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200	
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800	
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300	
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800	
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300	
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900	
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400	
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900	
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300	
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900	
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400	
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900	
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400	
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000	
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400	
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900	
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400	
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000	
114	298, 600	329, 800	362, 600		
115	298, 900	330, 100	363, 100		
116	299, 100	330, 400	363, 500		
117	299, 400	330, 600	363, 900		
118	299, 700	330, 900	364, 300		
119	300, 000	331, 200	364, 800		
120	300, 300	331, 400	365, 300		
121	300, 600	331, 600	365, 700		
122	301, 000	331, 900	366, 200		
123	301, 300	332, 200	366, 700		
124	301, 600	332, 500	367, 200		
125	301, 800	332, 700	367, 500		
126	302, 000	333, 000			
127	302, 300	333, 400			

128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		
137	305, 300	336, 400		
138	305, 600	336, 800		
139	305, 900	337, 200		
140	306, 200	337, 600		
141	306, 400	337, 900		
142	306, 800	338, 300		
143	307, 200	338, 600		
144	307, 500	339, 000		
145	307, 700	339, 300		
146	307, 900	339, 700		
147	308, 200	340, 100		
148	308, 600	340, 500		
149	308, 800	340, 800		
150	309, 000	341, 200		
151	309, 300	341, 600		
152	309, 600	342, 000		
153	310, 000	342, 300		
154	310, 200			
155	310, 400			
156	310, 700			
157	311, 000			
158	311, 300			
159	311, 600			
160	311, 900			
161	312, 300			
162	312, 600			
163	312, 900			
164	313, 200			

	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員			円	円	円	円	円	円
1			211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400
2			214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100
3			216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700
4			218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300
5			221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900
6			223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000
7			226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100
8			228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200
9			230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300
10			232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000
11			234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700
12			236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300
13			238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900
14			240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600
15			242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200
16			244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800

17	245, 800	261, 400	279, 500	304, 400	343, 200	366, 400	390, 700
18	247, 300	262, 600	280, 800	305, 200	344, 800	368, 000	392, 300
19	248, 800	263, 800	282, 100	305, 900	346, 400	369, 600	393, 900
20	250, 300	264, 900	283, 300	306, 700	348, 000	371, 200	395, 500
21	251, 800	266, 200	284, 500	307, 400	349, 500	372, 800	397, 100
22	253, 400	267, 400	285, 100	308, 200	351, 100	374, 400	398, 700
23	254, 900	268, 700	285, 700	309, 200	352, 700	376, 000	400, 300
24	256, 400	270, 000	286, 300	310, 100	354, 200	377, 600	401, 900
25	257, 900	271, 400	286, 800	311, 000	355, 700	379, 200	403, 400
26	259, 100	272, 800	287, 400	312, 300	357, 300	380, 800	405, 400
27	260, 300	274, 100	288, 000	313, 600	358, 900	382, 400	407, 400
28	261, 500	275, 400	288, 500	314, 900	360, 400	384, 000	409, 400
29	262, 700	276, 400	289, 000	316, 200	361, 900	385, 600	410, 900
30	264, 000	277, 700	289, 600	317, 700	363, 500	387, 200	412, 600
31	265, 300	279, 000	290, 100	319, 000	365, 100	388, 900	414, 200
32	266, 600	280, 200	290, 600	320, 100	366, 700	390, 600	415, 900
33	267, 900	281, 400	291, 100	321, 100	368, 100	392, 300	417, 500
34	269, 400	282, 000	291, 700	322, 300	369, 800	394, 300	419, 000
35	270, 700	282, 600	292, 200	323, 500	371, 500	396, 200	420, 500
36	272, 100	283, 200	292, 700	324, 600	373, 100	398, 100	421, 900
37	273, 100	283, 700	293, 200	325, 700	374, 700	399, 800	423, 100
38	274, 400	284, 300	293, 800	326, 900	376, 300	401, 200	424, 600
39	275, 700	284, 900	294, 400	328, 100	377, 900	402, 400	426, 100
40	276, 900	285, 500	295, 000	329, 200	379, 600	403, 700	427, 500
41	278, 100	286, 000	295, 700	330, 300	381, 300	404, 700	429, 000
42	278, 700	286, 600	296, 400	331, 500	383, 300	405, 800	430, 300
43	279, 300	287, 200	297, 100	332, 700	385, 300	406, 800	431, 500
44	279, 900	287, 700	297, 800	333, 900	387, 300	407, 800	432, 700
45	280, 300	288, 200	298, 400	335, 100	389, 000	408, 900	433, 700
46	280, 900	288, 700	299, 300	336, 300	390, 700	410, 100	434, 400
47	281, 400	289, 200	300, 100	337, 500	392, 200	411, 200	435, 200
48	281, 900	289, 700	300, 900	338, 700	393, 700	412, 300	435, 900
49	282, 400	290, 300	301, 700	339, 900	394, 900	413, 500	436, 400
50	283, 000	290, 800	302, 800	341, 200	395, 900	414, 300	436, 800
51	283, 500	291, 400	303, 900	342, 400	396, 900	415, 100	437, 200
52	284, 000	292, 000	304, 900	343, 600	397, 900	415, 700	437, 500
53	284, 500	292, 600	305, 900	344, 800	399, 000	416, 200	437, 800

54	285, 100	293, 300	307, 000	346, 200	400, 100	416, 900	438, 100
55	285, 600	294, 000	308, 000	347, 500	401, 200	417, 600	438, 400
56	286, 100	294, 700	309, 100	348, 800	402, 300	418, 200	438, 700
57	286, 600	295, 300	310, 100	349, 700	403, 600	418, 900	438, 900
58	287, 100	296, 200	311, 200	351, 000	404, 400	419, 300	439, 200
59	287, 600	297, 000	312, 300	352, 200	405, 200	419, 900	439, 500
60	288, 100	297, 800	313, 400	353, 400	405, 800	420, 500	439, 800
61	288, 600	298, 600	314, 400	354, 600	406, 300	420, 900	440, 100
62	289, 100	299, 500	315, 500	356, 000	407, 000	421, 300	440, 400
63	289, 600	300, 400	316, 600	357, 400	407, 700	421, 800	440, 700
64	290, 100	301, 300	317, 700	358, 800	408, 400	422, 300	441, 000
65	290, 600	302, 100	318, 700	360, 100	408, 700	422, 800	441, 200
66	291, 100	303, 000	319, 800	361, 600	409, 400	423, 400	441, 500
67	291, 600	303, 800	320, 900	363, 100	410, 100	423, 800	441, 800
68	292, 100	304, 600	322, 000	364, 500	410, 600	424, 200	442, 100
69	292, 600	305, 500	323, 000	365, 700	411, 000	424, 600	442, 300
70	293, 100	306, 400	324, 200	367, 100	411, 400	424, 900	442, 600
71	293, 600	307, 300	325, 400	368, 400	411, 900	425, 200	442, 900
72	294, 100	308, 200	326, 600	369, 800	412, 400	425, 500	443, 100
73	294, 600	309, 000	327, 300	370, 900	412, 900	425, 800	443, 300
74	295, 200	309, 900	328, 600	372, 100	413, 300	426, 100	443, 600
75	295, 800	310, 800	329, 900	373, 300	413, 800	426, 400	443, 900
76	296, 300	311, 600	331, 200	374, 500	414, 300	426, 600	444, 200
77	296, 800	312, 300	332, 500	375, 800	414, 800	426, 800	444, 400
78	297, 400	313, 200	333, 900	377, 000	415, 300	427, 100	444, 700
79	298, 000	314, 100	335, 300	378, 200	415, 900	427, 400	445, 000
80	298, 600	315, 100	336, 700	379, 300	416, 400	427, 600	445, 300
81	299, 200	316, 000	338, 000	380, 400	416, 800	427, 800	445, 500
82	299, 900	317, 100	339, 600	381, 600	417, 400	428, 100	445, 800
83	300, 600	318, 100	341, 100	382, 700	417, 900	428, 400	446, 100
84	301, 200	319, 100	342, 600	383, 900	418, 100	428, 600	446, 400
85	301, 800	320, 000	344, 000	385, 000	418, 400	428, 800	446, 600
86	302, 500	321, 000	345, 500	385, 600	418, 900	429, 100	
87	303, 200	322, 000	347, 000	386, 100	419, 200	429, 400	
88	303, 900	323, 000	348, 400	386, 600	419, 500	429, 600	
89	304, 600	324, 000	349, 700	387, 200	419, 800	429, 800	
90	305, 400	325, 300	350, 900	387, 800	420, 200	430, 100	

91	306, 200	326, 500	352, 100	388, 400	420, 600	430, 400
92	306, 900	327, 700	353, 400	389, 000	421, 000	430, 600
93	307, 400	328, 900	354, 700	389, 300	421, 300	430, 800
94	308, 300	330, 200	356, 200	389, 800		
95	309, 200	331, 400	357, 700	390, 300		
96	310, 000	332, 600	359, 100	390, 800		
97	310, 800	333, 800	360, 400	391, 200		
98	311, 800	335, 100	361, 600	391, 600		
99	312, 700	336, 300	362, 700	392, 100		
100	313, 600	337, 500	363, 900	392, 600		
101	314, 500	338, 900	365, 000	393, 000		
102	315, 500	339, 800	366, 100	393, 500		
103	316, 500	340, 800	367, 200	394, 000		
104	317, 400	341, 900	368, 300	394, 500		
105	318, 200	343, 000	369, 500	394, 800		
106	318, 800	344, 100	370, 000	395, 200		
107	319, 400	345, 100	370, 600	395, 700		
108	320, 000	346, 100	371, 200	396, 000		
109	320, 500	347, 300	371, 800	396, 300		
110	321, 000	348, 300	372, 300	396, 800		
111	321, 400	349, 300	372, 700	397, 300		
112	321, 900	350, 200	373, 200	397, 800		
113	322, 700	351, 100	373, 600	398, 100		
114	323, 400	352, 000	374, 000	398, 600		
115	324, 100	353, 000	374, 500	399, 100		
116	324, 700	354, 000	375, 000	399, 600		
117	325, 300	355, 000	375, 400	399, 900		
118	326, 000	355, 400	375, 900	400, 400		
119	326, 700	356, 000	376, 500	400, 900		
120	327, 500	356, 600	377, 000	401, 400		
121	328, 100	356, 900	377, 200	401, 800		
122	328, 400	357, 300	377, 700	402, 300		
123	328, 900	357, 700	378, 200	402, 700		
124	329, 400	358, 100	378, 600	403, 200		
125	329, 700	358, 500	379, 100	403, 600		
126		358, 900	379, 600			
127		359, 300	380, 100			

	128		359, 700	380, 600				
	129		360, 100	380, 900				
	130		360, 500	381, 400				
	131		360, 900	381, 900				
	132		361, 300	382, 400				
	133		361, 500	382, 700				
	134		362, 000	383, 200				
	135		362, 400	383, 600				
	136		362, 700	384, 000				
	137		363, 000	384, 300				
	138		363, 400	384, 800				
	139		363, 900	385, 300				
	140		364, 400	385, 800				
	141		364, 700	386, 100				
	142		365, 200					
	143		365, 700					
	144		366, 200					
	145		366, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額
		246, 200	258, 000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600

備考 この表は、消防吏員で市長の定めるものに適用する。

第2条 常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

第11条第2項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ，同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額，前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円，同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第11条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り，「特定期間」を「当該期間」に改め，同項の次に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか，扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は，市規則で定める。

第12条を次のように改める。

（地域手当）

第12条 地域手当は，民間の賃金水準を基礎とし，物価等を考慮して，全ての職員に支給する。

2 地域手当の月額は，給料，管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を超えない範囲で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第17条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め，同条第2項中「週休日等以外の日午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め，「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え，「勤務した」を「勤務をした」に改め，同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては，その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え，同項第1号中「規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては，その額に100分の150を乗じて得た額）」を「市規則で定める額」に改め，同項第2号中「規則」を「市規則」に改める。

第19条第2項中「，第11条から第12条の2まで」を「及び第11条」に改める。

第20条第2項中「，6月に支給する場合には100分の122.5，12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め，同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と，「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改め，同条第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え，同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条第2項第1号中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え，「，6月に支給する場合には100分の102.5，12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め，同項第2号中「，6月に支給する場合には100分の48.75，12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改め，同条第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第22条中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

第24条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加え，同条第5項中「規則」を「市規則」に改め，「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年			円	円	円	円	円	円
前再1			183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	408,300
任用2			184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	410,200
短時3			185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	412,100
間勤4			186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	413,900
務職5			188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	415,700
員以6			189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	417,500
外の7			191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	419,300
職員8			192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	421,100
			194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	422,700
			196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	424,200
			197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	425,700
			199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	427,200
			201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	428,700
			202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	430,000
			204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	431,300
			206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	432,500
			207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	433,700
			209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	435,000
			210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	436,300
			212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	437,500
			213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	438,700
			215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	439,500
			216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	440,300
			218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	441,100
			220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	441,700
			221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	442,300
			223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	442,900

28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	

63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			

	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

（ア） 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	

30	376, 600	449, 300	506, 700
31	378, 300	450, 700	508, 500
32	380, 100	452, 100	510, 200
33	381, 900	453, 500	511, 700
34	383, 700	454, 900	513, 000
35	385, 300	456, 300	514, 300
36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400

66	483, 800	542, 300
67	484, 400	543, 200
68	484, 900	544, 100
69	485, 400	544, 900
70	485, 900	545, 800
71	486, 400	546, 700
72	486, 900	547, 600
73	487, 300	548, 400
74	487, 800	
75	488, 200	
76	488, 700	
77	489, 200	
78	489, 800	
79	490, 400	
80	490, 800	
81	491, 300	
82	491, 900	
83	492, 500	
84	493, 000	
85	493, 500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師その他市長が定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	188, 600	227, 400	263, 000	281, 800	315, 000
短時間	2	190, 700	228, 700	263, 800	282, 600	316, 400
勤務職	3	192, 800	230, 000	264, 600	283, 400	317, 800
員以外	4	194, 900	231, 300	265, 400	284, 100	319, 200
の職員	5	196, 900	232, 500	266, 200	284, 800	320, 600
	6	198, 900	233, 600	267, 000	285, 500	322, 200
	7	200, 900	234, 600	267, 800	286, 200	323, 700
	8	202, 700	235, 600	268, 600	287, 000	325, 200

9	204, 500	236, 700	269, 400	287, 800	326, 700
10	206, 400	237, 900	270, 200	288, 600	328, 300
11	208, 300	239, 200	271, 000	289, 400	329, 800
12	210, 400	240, 500	271, 800	290, 100	331, 300
13	212, 100	241, 800	272, 600	290, 800	332, 800
14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400
15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900
16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400
17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900
18	221, 600	248, 000	276, 600	296, 600	340, 500
19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100
20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600
21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900
22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400
23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900
24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900
26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700

45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	

	81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	
	82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	
	83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	
	84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	
	85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	
	86		294, 100	331, 700	352, 500	
	87		294, 300	332, 000	352, 800	
	88		294, 500	332, 300	353, 100	
	89		294, 900	332, 600	353, 500	
	90		295, 100	332, 800	353, 800	
	91		295, 300	333, 200	354, 100	
	92		295, 500	333, 500	354, 400	
	93		295, 900	333, 700	354, 700	
	94		296, 100	334, 000	355, 100	
	95		296, 300	334, 300	355, 500	
	96		296, 600	334, 600	355, 900	
	97		296, 900	334, 800	356, 400	
	98		297, 100	335, 100	356, 800	
	99		297, 300	335, 400	357, 200	
	100		297, 600	335, 600	357, 600	
	101		297, 900	335, 800	358, 100	
	102		298, 100	336, 000		
	103		298, 300	336, 400		
	104		298, 600	336, 600		
	105		298, 900	336, 800		
	106			337, 200		
	107			337, 600		
	108			338, 000		
	113			338, 200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
短時間	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
勤務職	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
員以外	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
の職員	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600

33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300

70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	

107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000
110	297, 600	328, 500	362, 600	
111	297, 800	328, 800	363, 100	
112	298, 100	329, 100	363, 500	
113	298, 400	329, 400	363, 900	
114	298, 600	329, 800	364, 300	
115	298, 900	330, 100	364, 800	
116	299, 100	330, 400	365, 300	
117	299, 400	330, 600	365, 700	
118	299, 700	330, 900	366, 200	
119	300, 000	331, 200	366, 700	
120	300, 300	331, 400	367, 200	
121	300, 600	331, 600	367, 500	
122	301, 000	331, 900		
123	301, 300	332, 200		
124	301, 600	332, 500		
125	301, 800	332, 700		
126	302, 000	333, 000		
127	302, 300	333, 400		
128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		
137	305, 300	336, 400		
138	305, 600	336, 800		
139	305, 900	337, 200		
140	306, 200	337, 600		
141	306, 400	337, 900		

	142	306, 800	338, 300			
	143	307, 200	338, 600			
	144	307, 500	339, 000			
	145	307, 700	339, 300			
	146	307, 900	339, 700			
	147	308, 200	340, 100			
	148	308, 600	340, 500			
	149	308, 800	340, 800			
	150	309, 000	341, 200			
	151	309, 300	341, 600			
	152	309, 600	342, 000			
	153	310, 000	342, 300			
	154	310, 200				
	155	310, 400				
	156	310, 700				
	157	311, 000				
	158	311, 300				
	159	311, 600				
	160	311, 900				
	161	312, 300				
	162	312, 600				
	163	312, 900				
	164	313, 200				
	165	313, 600				
	166	313, 900				
	167	314, 200				
	168	314, 500				
	169	314, 900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		239, 700	260, 200	267, 500	277, 900	294, 300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年			円	円	円	円	円	円
前再1			211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300
任用2			214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000
短時3			216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700
間勤4			218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300
務職5			221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900
員以6			223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600
外の7			226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200
職員8			228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800
	9		230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400
	10		232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000
	11		234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600
	12		236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200
	13		238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800
	14		240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400
	15		242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000
	16		244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600
	17		245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200
	18		247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800
	19		248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400
	20		250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000
	21		251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600
	22		253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200
	23		254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900
	24		256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600
	25		257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300
	26		259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300
	27		260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200
	28		261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100
	29		262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800

30	264, 000	277, 700	289, 600	322, 300	376, 300	401, 200	430, 300
31	265, 300	279, 000	290, 100	323, 500	377, 900	402, 400	431, 500
32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	432, 700
33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400
38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800
39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200
40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500
41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800
42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100
43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400
44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700
45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900
46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200
47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500
48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800
49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100
50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400
51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700
52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441, 000
53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200
54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	441, 500
55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	441, 800
56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100
57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300
58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600
59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900
60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100
61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600	443, 300
62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600
63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900
64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200
65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400
66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700

67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445, 000
68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300
69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500
70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800
71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100
72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400
73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600
74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100	
75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400	
76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600	
77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400	418, 400	428, 800	
78	297, 400	313, 200	333, 900	381, 600	418, 900	429, 100	
79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700	419, 200	429, 400	
80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900	419, 500	429, 600	
81	299, 200	316, 000	338, 000	385, 000	419, 800	429, 800	
82	299, 900	317, 100	339, 600	385, 600	420, 200	430, 100	
83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100	420, 600	430, 400	
84	301, 200	319, 100	342, 600	386, 600	421, 000	430, 600	
85	301, 800	320, 000	344, 000	387, 200	421, 300	430, 800	
86	302, 500	321, 000	345, 500	387, 800			
87	303, 200	322, 000	347, 000	388, 400			
88	303, 900	323, 000	348, 400	389, 000			
89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300			
90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800			
91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300			
92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800			
93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200			
94	308, 300	330, 200	356, 200	391, 600			
95	309, 200	331, 400	357, 700	392, 100			
96	310, 000	332, 600	359, 100	392, 600			
97	310, 800	333, 800	360, 400	393, 000			
98	311, 800	335, 100	361, 600	393, 500			
99	312, 700	336, 300	362, 700	394, 000			
100	313, 600	337, 500	363, 900	394, 500			
101	314, 500	338, 900	365, 000	394, 800			
102	315, 500	339, 800	366, 100	395, 200			
103	316, 500	340, 800	367, 200	395, 700			

104	317, 400	341, 900	368, 300	396, 000			
105	318, 200	343, 000	369, 500	396, 300			
106	318, 800	344, 100	370, 000	396, 800			
107	319, 400	345, 100	370, 600	397, 300			
108	320, 000	346, 100	371, 200	397, 800			
109	320, 500	347, 300	371, 800	398, 100			
110	321, 000	348, 300	372, 300	398, 600			
111	321, 400	349, 300	372, 700	399, 100			
112	321, 900	350, 200	373, 200	399, 600			
113	322, 700	351, 100	373, 600	399, 900			
114	323, 400	352, 000	374, 000	400, 400			
115	324, 100	353, 000	374, 500	400, 900			
116	324, 700	354, 000	375, 000	401, 400			
117	325, 300	355, 000	375, 400	401, 800			
118	326, 000	355, 400	375, 900	402, 300			
119	326, 700	356, 000	376, 500	402, 700			
120	327, 500	356, 600	377, 000	403, 200			
121	328, 100	356, 900	377, 200	403, 600			
122	328, 400	357, 300	377, 700				
123	328, 900	357, 700	378, 200				
124	329, 400	358, 100	378, 600				
125	329, 700	358, 500	379, 100				
126		358, 900	379, 600				
127		359, 300	380, 100				
128		359, 700	380, 600				
129		360, 100	380, 900				
130		360, 500	381, 400				
131		360, 900	381, 900				
132		361, 300	382, 400				
133		361, 500	382, 700				
134		362, 000	383, 200				
135		362, 400	383, 600				
136		362, 700	384, 000				
137		363, 000	384, 300				
138		363, 400	384, 800				
139		363, 900	385, 300				
140		364, 400	385, 800				

	141		364, 700	386, 100				
	142		365, 200					
	143		365, 700					
	144		366, 200					
	145		366, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額	基本給料 月額
		246, 200	258, 000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600

備考 この表は，消防吏員で市長の定めるものに適用する。

(常陸大宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 常陸大宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年常陸大宮市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に,「427,000」を「440,000」に,「477,000」を「492,000」に,「539,000」を「555,000」に,「615,000」を「634,000」に改める。

第8条第1項の表中「162,100」を「183,500」に,「208,000」を「230,000」に,「240,900」を「261,300」に,「271,600」を「287,300」に,「295,400」を「309,800」に,「323,100」を「335,000」に,「365,500」を「373,400」に改める。

第9条第2項中「「100分の170」と」の次に「,「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第4条 常陸大宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「261,300」を「265,300」に,「287,300」を「298,800」に,「309,800」を「321,300」に,「335,000」を「355,200」に,「373,400」を「408,300」に改める。

第9条第1項中「第12条の2まで,第14条から第16条まで及び第21条」を「第11条まで,第12条の2及び第14条から第16条まで」に改め,同条第2項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と,「100分の127.5」とあるのは「100分の175」」を「「100分の125」とあるのは「100分の95」と,給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

第10条第2項中「から第12条の2まで」を「及び第12条の2」に改める。

(常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和36年大宮町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の170」と」の次に「, 「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第6条 常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と, 「100分の127.5」とあるのは「100分の175」」を「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」」に改める。

(常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年常陸大宮市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条，第12条関係）

行政職給料表

号給	給料月額
	円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600
22	215,200
23	216,800
24	218,400
25	220,000
26	221,700
27	223,000
28	224,300
29	225,600
30	226,700
31	227,800
32	228,900
33	230,000

34	231, 100
35	232, 200
36	233, 300
37	234, 400

備考 この給料表は、一般行政職のほか、他の職種の区分の適用を受けない職に適用する。

医療職給料表（１）

号給	給料月額
	円
1	204, 500
2	206, 400
3	208, 300
4	210, 400
5	212, 100
6	214, 100
7	216, 300
8	218, 400
9	220, 500
10	221, 600
11	222, 700
12	223, 800
13	224, 900
14	225, 800
15	226, 700
16	227, 600
17	228, 500
18	229, 400
19	230, 300
20	231, 200
21	232, 100
22	233, 000
23	233, 900
24	234, 800
25	235, 600

備考 この給料表は、栄養士、歯科衛生士その他市長が定める職に適用する。

医療職給料表（２）

号給	給料月額
	円
1	245, 600
2	246, 800
3	248, 000
4	249, 100
5	250, 200
6	251, 100
7	252, 000
8	252, 900
9	253, 700
10	254, 500
11	255, 200
12	255, 900
13	256, 700
14	257, 500
15	258, 300
16	259, 000
17	259, 700
18	260, 600
19	261, 500
20	262, 300
21	263, 100
22	264, 000
23	264, 800
24	265, 600
25	266, 400

備考 この給料表は、保健師、看護師その他市長が定める職に適用する。

第8条 常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「，地域手当」を加える。

第6条中「常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）」を「常勤職員」に改め，同条を第6条の2とし，同条の前に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当は，常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例により支給する。

第12条第4項中「によるもの」を「に規定する給料月額に100分の4を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」に改める。

第16条第1項中「月額」の次に「並びにこれに対する地域手当」を加える。

第16条の2第1項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

（常陸大宮市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 常陸大宮市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

第5条第2項第1号を次のように改める。

（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
第5条第2項第2号中「子及び」を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第5条の2 地域手当は，民間の賃金水準を基礎とし，物価等を考慮して，全ての職員に支給する。

第12条の2第3項中「勤務を要しない日又は休日以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め，「までの間」の次に「（勤務を要しない日又は休日以外の日を除く。）」を加える。

第18条中「及び第6条」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常陸大宮市職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の常陸大宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）及び第7条の規定による改正後の常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与等条例又は改正後の会計年度職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常陸大宮市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の常陸大宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第7条の規定による改正前の常陸大宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与等条例又は改正後の会計年度職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において常陸大宮市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」

と、「とする」とあるのは「,前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の常陸大宮市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

とする。

(委任)

- 7 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第4項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14

31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	

66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				

101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1

19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	

89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14

23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49

58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	

93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2

11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37

46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72

81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		

116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

オ 消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9

22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44

57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	

92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第 1 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴い、常陸大宮市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年大宮町条例第 1 4 号）ほか 4 条例の関係規定を整理するため、本条例を提案するものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市職員の給与に関する条例(昭和32年大宮町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「者に限り」を「ものに限り」に改め、同条第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成16年大宮町条例第67号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(常陸大宮市再生資源物の屋外保管に関する条例の一部改正)

第3条 常陸大宮市再生資源物の屋外保管に関する条例(令和5年常陸大宮市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条及び第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(常陸大宮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 常陸大宮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和43年大宮町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年大宮町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該

罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。第５項において「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（常陸大宮市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の常陸大宮市職員の給与に関する条例第２０条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 15 号

常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 67 号）が一部改正され、県の許可対象面積が引き下げられたことに伴い、常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 16 年大宮町条例第 67 号）の一部を改正する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成１６年大宮町条例第６７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「たい積」を「堆積」に改める。

第６条第１項中「５，０００平方メートル未満」を「３，０００平方メートル以下」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１１条関係）

種別	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積	手数料の金額
許可申請手数料	１，０００平方メートル未満	１件につき １３，０００円
	１，０００平方メートル以上３，０００平方メートル以下	１件につき ２８，０００円
変更許可申請手数料	１，０００平方メートル未満	１件につき ６，０００円
	１，０００平方メートル以上３，０００平方メートル以下	１件につき １５，０００円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日後に常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条第２項の規定により申請される土地の埋立て等について適用し、同日前に同項の規定により申請された土地の埋立て等については、なお従前の例による。

議案第 16 号

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 6
1 号)の一部改正に伴い、常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例(平成 26 年常陸大宮市条例第 22 号)の一部を改正する必要
が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年常陸大宮市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

国民健康保険支払準備基金を有効かつ柔軟に活用し、国民健康保険事業の円滑な財政運営を推進するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険条例(昭和41年大宮町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条中「地方財政法(昭和23年法律第109号)第7条第1項に規定する金額で市長が定める額」を「予算で定める額」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する」を「国民健康保険事業の円滑な運営に必要な」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

茨城県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険事業の健全で安定的な運営を目的として、国民健康保険税率等を改定するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例（昭和41年大宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.55の率」を「100分の6.59」に改める。

第4条中「28,400円」を「37,200円」に改める。

第6条中「100分の2.52」を「100分の3.02」に改める。

第7条中「12,900円」を「16,700円」に改める。

第8条中「100分の1.35」を「100分の2.19」に改める。

第9条中「8,700円」を「15,300円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19,880円」を「26,040円」に改め、同号イ中「9,030円」を「11,690円」に改め、同号ウ中「6,090円」を「10,710円」に改め、同項第2号ア中「14,200円」を「18,600円」に改め、同号イ中「6,450円」を「8,350円」に改め、同号ウ中「4,350円」を「7,650円」に改め、同項第3号ア中「5,680円」を「7,440円」に改め、同号イ中「2,580円」を「3,340円」に改め、同号ウ中「1,740円」を「3,060円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,260円」を「5,580円」に改め、同号イ中「7,100円」を「9,300円」に改め、同号ウ中「11,360円」を「14,880円」に改め、同号エ中「14,200円」を「18,600円」に改め、同項第2号ア中「1,935円」を「2,505円」に改め、同号イ中「3,225円」を「4,175円」に改め、同号ウ中「5,160円」を「6,680円」に改め、同号エ中「6,450円」を「8,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和7年度分の国民健康保険税に係る経過措置)

- 3 令和7年度分の国民健康保険税に係る次の表の左欄に掲げる新条例の規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	100分の6.59	100分の6.07
第4条	37,200円	32,800円
第6条	100分の3.02	100分の2.77
第7条	16,700円	14,800円
第8条	100分の2.19	100分の1.77
第9条	15,300円	12,000円
第23条第1項第1号ア	26,040円	22,960円
第23条第1項第1号イ	11,690円	10,360円
第23条第1項第1号ウ	10,710円	8,400円
第23条第1項第2号ア	18,600円	16,400円
第23条第1項第2号イ	8,350円	7,400円
第23条第1項第2号ウ	7,650円	6,000円
第23条第1項第3号ア	7,440円	6,560円
第23条第1項第3号イ	3,340円	2,960円
第23条第1項第3号ウ	3,060円	2,400円
第23条第2項第1号ア	5,580円	4,920円
第23条第2項第1号イ	9,300円	8,200円
第23条第2項第1号ウ	14,880円	13,120円
第23条第2項第1号エ	18,600円	16,400円
第23条第2項第2号ア	2,505円	2,220円
第23条第2項第2号イ	4,175円	3,700円
第23条第2項第2号ウ	6,680円	5,920円
第23条第2項第2号エ	8,350円	7,400円

議案第 19 号

常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令
第 346 号）の一部が改正され、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給区分
が改正されたことに伴い、常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例（昭和 39 年大宮町条例第 13 号）の一部を改正する必要性が生じ
たため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９
年大宮町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

３０年以上
千円 ９７９
９０９
８４９
８０９
７３４
６８９

」を

「

３０年以上 ３５年未満	３５年以上
千円 ９７９	千円 １，０７９
９０９	１，００９
８４９	９４９
８０９	９０９
７３４	８３４
６８９	７８９

」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 20 号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入すること及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入すること及びこれに伴い茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を変更することについて、関係団体と協議するため、提案するものです。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第2条中「水戸市」の次に「，日立市」を加え，「，鹿島地方事務組合」を削り，「及び鹿行広域事務組合」を「，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改める。

附 則

この規約は，全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。

議案第 21 号

新市まちづくり計画の一部変更について

新市まちづくり計画（市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項に規定する市町村建設計画をいう。以下同じ。）の一部を別紙のとおり変更するため、同法第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 23 年法律第 102 号）の一部改正により、新市まちづくり計画に基づいて行う事業に要する経費について、地方債（合併特例事業債）を起こすことができる期間が延長されたことに伴い、新市まちづくり計画の計画期間を延長すること及び字句の整理等所要の補正をするため、本計画の一部を変更するものです。

新市まちづくり計画の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更前部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更前部分を当該変更後部分に改め、変更前部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更前部分を削り、変更後部分に対応する変更前部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

第1章 はじめに

1. 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

昭和29年から30年のいわゆる昭和の大合併から約60年が経過し、その間、交通・情報通信網の発達、特に自家用車の普及によって日常生活圏は、現行市町村の範囲を超え拡大しています。行政においても広域的な対応が求められており、合併により総合的・一体的な行政サービスの提供が可能となります。

(2) 少子・高齢化の対応 ～ (5) 行財政基盤の強化（略）

2. 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨～ (4) 計画の対象地域（略）

(5) 計画の期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度及びそれに続く20か年度とします。

第2章 新市の概況

1. 位置と地勢（略）

2. 面 積（略）

3. 人口・世帯

(1) 人 口

本文（略）

新市の人口

平成14年 10月1日 現在		新 市	茨 城 県
	人 口	48,591人	2,992,538人
	うち男	23,732人(48.8%)	1,489,801人(49.8%)
	うち女	24,859人(51.2%)	1,502,737人(50.2%)
平成25年 10月1日 現在		常陸大宮市	茨 城 県
	人 口	43,496人	2,933,381人
	うち男	21,369人(49.1%)	1,462,591人(49.9%)
	うち女	22,127人(50.9%)	1,470,790人(50.1%)

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・平成25年）

第1章 はじめに

1. 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

昭和29年から30年のいわゆる昭和の大合併から約70年が経過し、その間、交通・情報通信網の発達、特に自家用車の普及によって日常生活圏は、現行市町村の範囲を超え拡大しています。行政においても広域的な対応が求められており、合併により総合的・一体的な行政サービスの提供が可能となります。

(2) 少子・高齢化の対応 ～ (5) 行財政基盤の強化（略）

2. 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨～ (4) 計画の対象地域（略）

(5) 計画の期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度及びそれに続く25か年度とします。

第2章 新市の概況

1. 位置と地勢（略）

2. 面 積（略）

3. 人口・世帯

(1) 人 口

本文（略）

新市の人口

平成14年 10月1日 現在		新 市	茨 城 県
	人 口	48,591人	2,992,538人
	うち男	23,732人(48.8%)	1,489,801人(49.8%)
	うち女	24,859人(51.2%)	1,502,737人(50.2%)
令和6年1 月1日現在		常陸大宮市	茨 城 県
	人 口	37,194人	2,823,457人
	うち男	18,407人(49.5%)	1,410,812人(50.0%)
	うち女	18,787人(50.5%)	1,412,645人(50.0%)

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・令和5年）

(2) 年齢構成

本文（略）
年齢別人口

平成14年 10月1日 現在	年齢区分	新 市			茨 城 県		
		総数（%）	男（%）	女（%）	総数（%）	男（%）	女（%）
	0～14歳	14.0	14.6	13.4	14.9	15.4	14.4
	15～64歳	60.1	62.9	57.4	67.5	69.5	65.5
	65歳以上	25.9	22.6	29.1	17.7	15.2	20.1
平成25年 10月1日 現在	年齢区分	常陸大宮市			茨 城 県		
		総数（%）	男（%）	女（%）	総数（%）	男（%）	女（%）
	0～14歳	<u>11.3</u>	<u>12.1</u>	<u>10.6</u>	<u>13.1</u>	<u>13.5</u>	<u>12.7</u>
	15～64歳	<u>57.5</u>	<u>60.1</u>	<u>55.1</u>	<u>62.1</u>	<u>64.3</u>	<u>59.9</u>
	65歳以上	<u>31.2</u>	<u>27.9</u>	<u>34.3</u>	<u>24.8</u>	<u>22.2</u>	<u>27.4</u>

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・平成25年）

(2) 年齢構成

本文（略）
年齢別人口

平成14年 10月1日 現在	年齢区分	新 市			茨 城 県		
		総数（%）	男（%）	女（%）	総数（%）	男（%）	女（%）
	0～14歳	14.0	14.6	13.4	14.9	15.4	14.4
	15～64歳	60.1	62.9	57.4	67.5	69.5	65.5
	65歳以上	25.9	22.6	29.1	17.7	15.2	20.1
令和6年1 月1日現在	年齢区分	常陸大宮市			茨 城 県		
		総数（%）	男（%）	女（%）	総数（%）	男（%）	女（%）
	0～14歳	<u>8.8</u>	<u>8.9</u>	<u>8.8</u>	<u>11.2</u>	<u>11.5</u>	<u>10.9</u>
	15～64歳	<u>50.7</u>	<u>53.3</u>	<u>48.2</u>	<u>58.0</u>	<u>60.7</u>	<u>55.3</u>
	65歳以上	<u>40.5</u>	<u>37.8</u>	<u>43.1</u>	<u>30.8</u>	<u>27.8</u>	<u>33.8</u>

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・令和5年）

(3) 人口動態

本文（略）

人口の推移

	新 市		茨 城 県	
	10月1日現在人口	増 減	10月1日現在人口	増 減
平成 9 年	49,362人	---	2,981,567人	---
平成10年	49,413人	51人	2,993,323人	11,756人
平成11年	49,227人	△186人	2,998,967人	5,644人
平成12年	48,964人	△263人	2,985,676人	△13,291人
平成13年	48,827人	△137人	2,991,172人	5,496人
平成14年	48,591人	△236人	2,992,538人	1,366人
平成15年	48,233人	△358人	2,992,152人	△386人
平成16年	48,073人	△160人	2,991,589人	△563人
平成17年	47,808人	△265人	2,975,167人	△16,422人
平成18年	47,386人	△422人	2,971,798人	△3,369人
平成19年	46,883人	△503人	2,970,800人	△998人
平成20年	46,435人	△448人	2,968,396人	△2,404人
平成21年	45,881人	△554人	2,967,404人	△992人
平成22年	45,178人	△703人	2,969,770人	2,366人
平成23年	44,586人	△592人	2,956,854人	△12,916人
平成24年	44,077人	△509人	2,945,824人	△11,030人
平成25年	43,496人	△581人	2,933,381人	△12,443人

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成9年～平成25年）

(3) 人口動態

本文（略）

人口の推移

	新 市		茨 城 県	
	10月1日現在人口	増 減	10月1日現在人口	増 減
平成 9 年	49,362人	---	2,981,567人	---
平成10年	49,413人	51人	2,993,323人	11,756人
平成11年	49,227人	△186人	2,998,967人	5,644人
平成12年	48,964人	△263人	2,985,676人	△13,291人
平成13年	48,827人	△137人	2,991,172人	5,496人
平成14年	48,591人	△236人	2,992,538人	1,366人
平成15年	48,233人	△358人	2,992,152人	△386人
平成16年	48,073人	△160人	2,991,589人	△563人
平成17年	47,808人	△265人	2,975,167人	△16,422人
平成18年	47,386人	△422人	2,971,798人	△3,369人
平成19年	46,883人	△503人	2,970,800人	△998人
平成20年	46,435人	△448人	2,968,396人	△2,404人
平成21年	45,881人	△554人	2,967,404人	△992人
平成22年	45,178人	△703人	2,969,770人	2,366人
平成23年	44,586人	△592人	2,956,854人	△12,916人
平成24年	44,077人	△509人	2,945,824人	△11,030人
平成25年	43,496人	△581人	2,933,381人	△12,443人
平成26年	42,963人	△533人	2,921,184人	△12,197人
平成27年	42,587人	△376人	2,916,976人	△4,208人
平成28年	42,018人	△569人	2,907,262人	△9,714人
平成29年	41,342人	△676人	2,896,675人	△10,587人
平成30年	40,747人	△595人	2,882,943人	△13,732人
令和元年	39,904人	△843人	2,868,041人	△14,902人
令和2年	39,267人	△637人	2,867,009人	△1,032人
令和3年	38,640人	△627人	2,852,105人	△14,904人
令和4年	38,056人	△584人	2,841,084人	△11,021人
令和5年	37,400人	△656人	2,826,047人	△15,037人

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成9年～令和5年）

人口動態

平成14年		新 市	茨 城 県
	人口(平成15年1月1日現在)	48,527人	2,993,200人
	自然動態数／自然増加率	△206人／△0.42%	3,881人／ 0.13%
	社会動態数／社会増加率	△ 45人／△0.09%	△4,094人／△0.14%
	移 動 率	6.23%	9.25%
平成25年		常陸大宮市	茨 城 県
	人口(平成26年1月1日現在)	43,394人	2,931,006人
	平成25年の自然動態数	出生 260人／死亡 626人	出生 22,645人／死亡 30,412人
	平成25年の社会動態数	転入 996人／転出1,179人	転入111,596人／転出116,938人
	自然動態数／自然増減率	△366人／ 0.83%	△7,767人／△0.26%
	社会動態数／社会増減率	△183人／△0.42%	△5,342人／ 0.18%
	移 動 率	4.95%	7.76%

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・平成25年）

※移動率：転入者数・転出者数の合計を総人口で除算した値を百分率で表示したもの。

（4）世 帯

本文（略）

世帯数と世帯人員

平成14年10月 1日現在		新 市	茨 城 県
	人 口	48,591人	2,992,538人
	世 帯 数	15,855世帯	1,012,847世帯
	世帯人員	3.06人	2.95人
平成25年10月 1日現在		常陸大宮市	茨 城 県
	人 口	43,496人	2,933,381人
	世 帯 数	16,191世帯	1,116,821世帯
	世帯人員	2.69人	2.63人

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・平成25年）

人口動態

平成14年		新 市	茨 城 県
	人口(平成15年1月1日現在)	48,527人	2,993,200人
	自然動態数／自然増加率	△206人／△0.42%	3,881人／ 0.13%
	社会動態数／社会増加率	△ 45人／△0.09%	△4,094人／△0.14%
	移 動 率※	6.23%	9.25%
令和5年		常陸大宮市	茨 城 県
	人口(令和6年1月1日現在)	37,194人	2,823,457人
	令和5年の自然動態数	出生 132人／死亡 665人	出生 15,547人／死亡 37,794人
	令和5年の社会動態数	転入 882人／転出1,055人	転入126,249人／転出118,115人
	自然動態数／自然増減率	△533人／△1.41%	△22,247人／△0.78%
	社会動態数／社会増減率	△173人／△0.46%	8,134人／ 0.29%
	移 動 率※	5.11%	8.61%

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・令和5年）

※移動率：転入者数・転出者数の合計を総人口で除算した値を百分率で表示したもの。

（4）世 帯

本文（略）

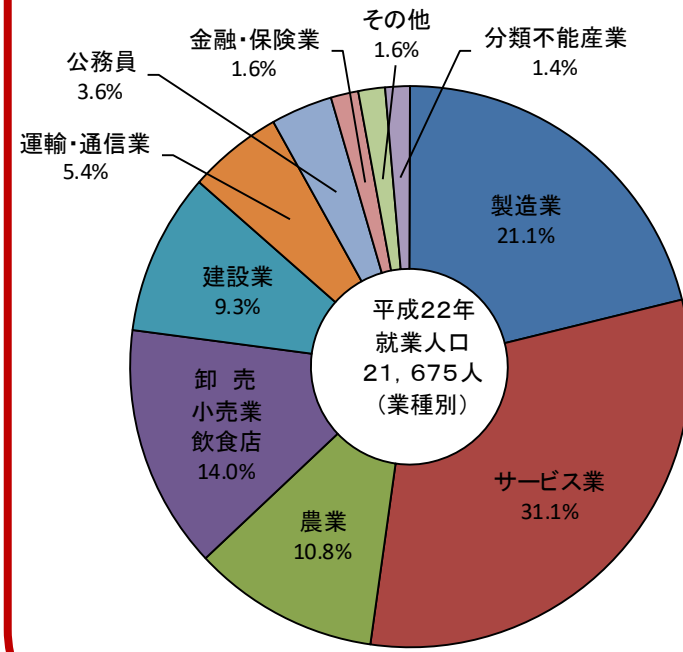
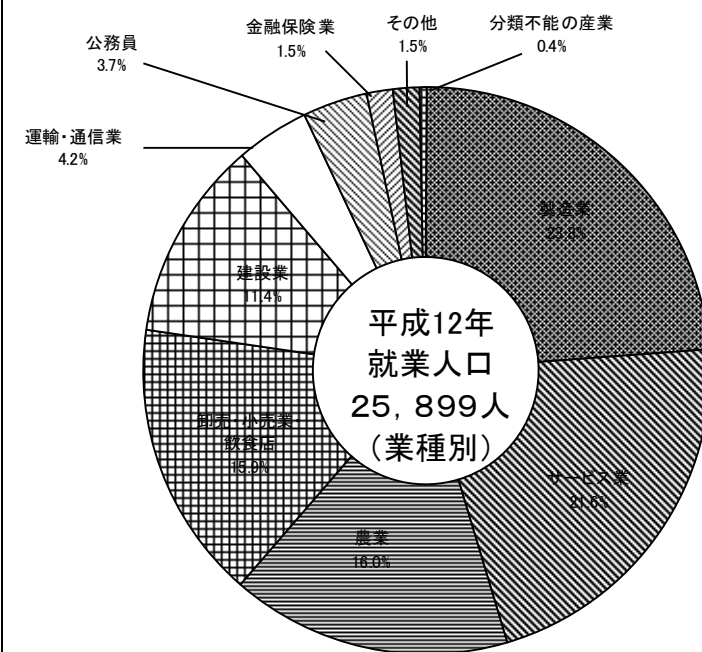
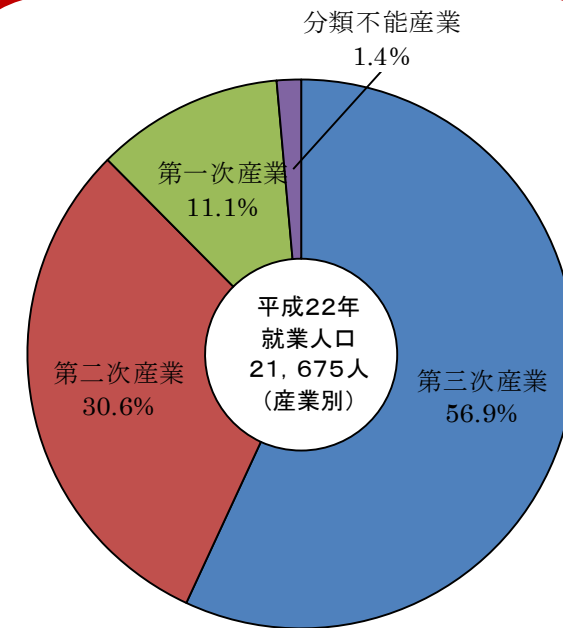
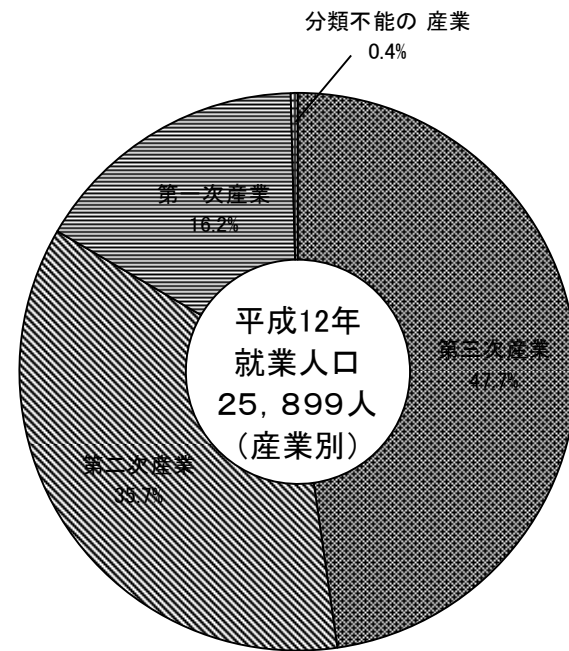
世帯数と世帯人員

平成14年10月 1日現在		新 市	茨 城 県
	人 口	48,591人	2,992,538人
	世 帯 数	15,855世帯	1,012,847世帯
	世帯人員	3.06人	2.95人
令和5年10月 1日現在		常陸大宮市	茨 城 県
	人 口	37,400人	2,826,047人
	世 帯 数	15,636世帯	1,224,637世帯
	世帯人員	2.39人	2.31人

資料：茨城県常住人口調査結果報告書（平成14年・令和5年）

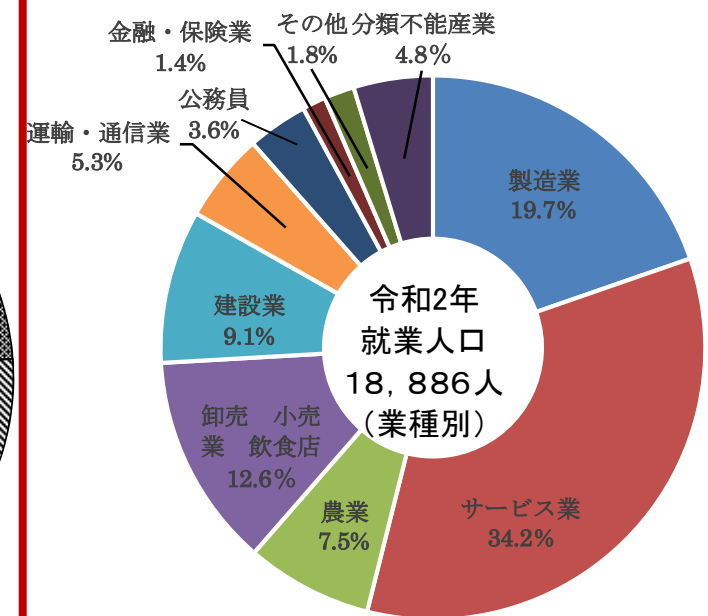
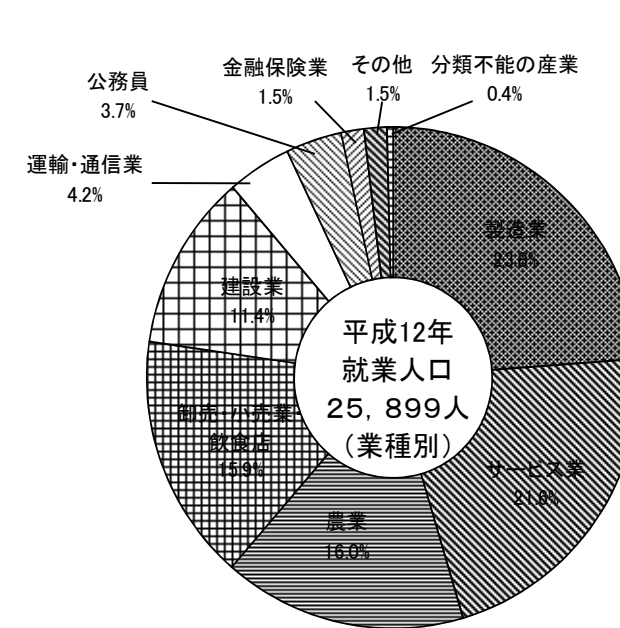
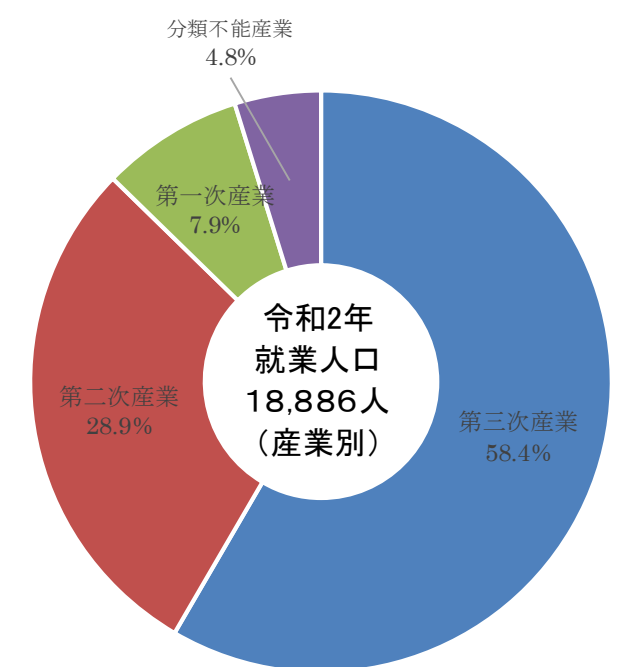
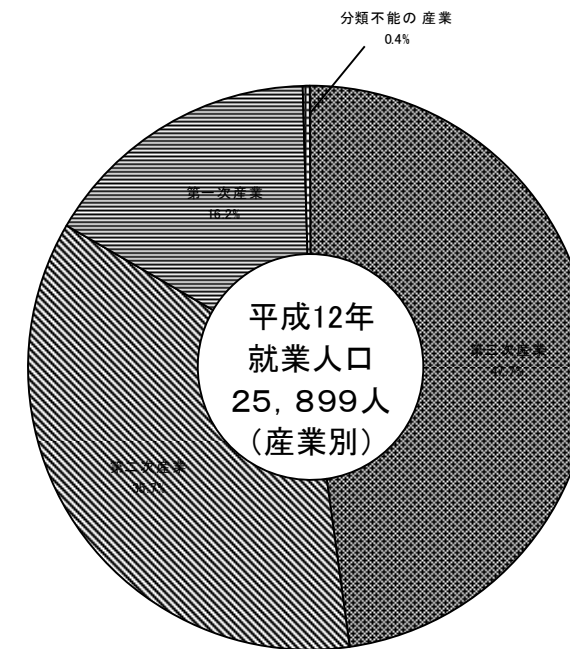
(5) 就業人口

本文（略）



(5) 就業人口

本文（略）



4. 主要課題

(1) 医療体制の拡充 ～ (3) 社会基盤の整備 (略)

(4) 少子・高齢化の対策

新市の高齢化率は、県平均を約7ポイント上回り32%を超えています。実に、約3人に1人が65歳以上の高齢者という状態になっています。

少子化については、平成25年の厚生労働省のデータによると、合計特殊出生率は1.43人と戦後最低を記録した平成17年からは持ち直してはいるものの、依然として低い状態が続いています。新市においても、近年の児童数減少に伴い複式学級の増加や学校の統廃合が懸念されています。

(以下略)

(5) 施設・資源の活用～ (7) 効率的な行政運営 (略)

4. 主要課題

(1) 医療体制の拡充 ～ (3) 社会基盤の整備 (略)

(4) 少子・高齢化の対策

新市の高齢化率は、県平均を約10ポイント上回り40%を超えています。実に、約2.5人に1人が65歳以上の高齢者という状態になっています。

少子化については、令和5年の厚生労働省のデータによると、合計特殊出生率は1.20人と戦後最低となっており、新市においても、近年の児童数減少に伴い複式学級の増加や学校の統廃合が懸念されています。

(以下略)

(5) 施設・資源の活用～ (7) 効率的な行政運営 (略)

第3章 主要指標の見通し

1. 人 口

人口については、平成22年の人口を基にコーホート要因法*により推計しました。
その結果、平成37年の総人口は39,467人となり、平成14年より約9,100人減少することが見込まれます。

区 分	平成14年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
人 口	48,591人	45,178人	43,277人	41,318人	39,467人

※平成22年までは実績値。平成27年からは推計値。

※コーホート要因法：
人口推計における最も一般的な方法。人口増減を自然増減（出生－死亡）と社会増減（転入－転出）の2つの要因に分けて、将来人口を推計する方法のこと。

2. 世帯数

今後、1世帯当たりの人員は今後も減少することが想定され、平成37年の世帯人員は、約2.4人になるものと推計しました。
その結果、平成37年の世帯数は16,491世帯となり、平成14年より約640世帯ほど増加することが見込まれます。

区 分	平成14年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
人 口	48,591人	45,178人	43,277人	41,318人	39,467人
世帯人員	3.06人	2.81人	2.66人	2.52人	2.39人
世 帯 数	15,855世帯	16,087世帯	16,241世帯	16,366世帯	16,491世帯

※平成22年までは実績値。平成27年からは推計値。

※世帯数が平成25年度までの10力年の実績値からの増減傾向を維持するものとして、1世帯当たりの人員を単純推計した。

第3章 主要指標の見通し

1. 人 口

人口については、令和4年11月に改訂した常陸大宮市人口ビジョンにより推計しました。
その結果、令和12年の総人口は32,794人となり、平成14年より約15,800人減少することが見込まれます。

区 分	平成14年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
人 口	48,591人	45,178人	42,587人	39,267人	35,950人	32,794人

※令和2年までは実績値。令和7年からは推計値。

2. 世帯数

今後、1世帯当たりの人員は今後も減少することが想定され、令和12年の世帯人員は、約2.1人になるものと推計しました。
その結果、令和12年の世帯数は15,531世帯となり、平成14年より約320世帯ほど減少することが見込まれます。

区 分	平成14年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
人 口	48,591人	45,178人	42,587人	39,267人	35,950人	32,794人
世帯人員	3.06人	2.81人	2.66人	2.51人	2.30人	2.11人
世 帯 数	15,855世帯	16,087世帯	16,005世帯	15,643世帯	15,606世帯	15,531世帯

※人口は令和2年までは実績値であり、令和7年からは常陸大宮市人口ビジョン改訂版（令和4年11月一部改訂）の趨勢人口。

※世帯数は、平成15年から令和5年までの常住人口調査の世帯数の実績値の増減傾向を維持するものとして推計し、世帯数を基に1世帯当たりの人員を単純推計した。

3. 就業人口

就業人口については、産業別に過去の増減傾向から単純に推計し、その合計値を将来の就業人口としました。

第一次産業については、今後も就業人口が減少することが想定され、平成37年の就業人口は1,162人と推計しました。

第二次産業については、今後社会情勢の動向を勘案すると微減傾向になるものと見込まれ、平成37年の就業人口は4,903人と推計しました。

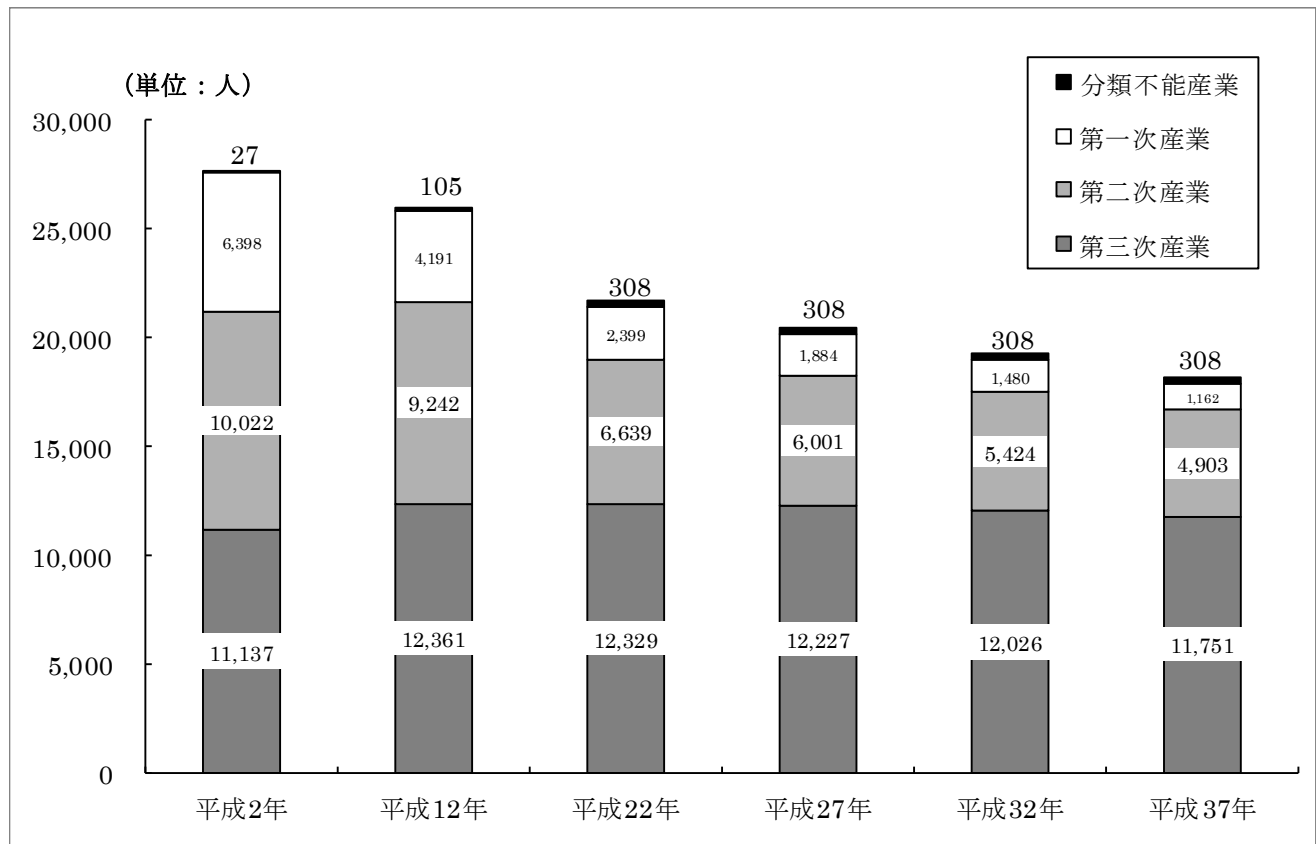
第三次産業については、介護関連の事業所等が増加したものの、就業人口はやや減少の傾向となることが想定されるため、平成37年には11,751人と推計しました。

その結果、就業人口は平成37年には18,124人になるものと推計されます。

(単位：人)

区 分	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
第一次産業	6,398人	4,191人	2,399人	1,884人	1,480人	1,162人
第二次産業	10,022人	9,242人	6,639人	6,001人	5,424人	4,903人
第三次産業	11,137人	12,361人	12,329人	12,227人	12,026人	11,751人
分類不能の産業	27人	105人	308人	308人	308人	308人
計	27,584人	25,899人	21,675人	20,420人	19,238人	18,124人

※平成22年までは実績値。平成27年からは推計値。



3. 就業人口

就業人口については、産業別に過去の増減傾向から単純に推計し、その合計値を将来の就業人口としました。

第一次産業については、今後も就業人口が減少することが想定され、令和12年の就業人口は925人と推計しました。

第二次産業については、今後社会情勢の動向を勘案すると微減傾向になるものと見込まれ、令和12年の就業人口は4,482人と推計しました。

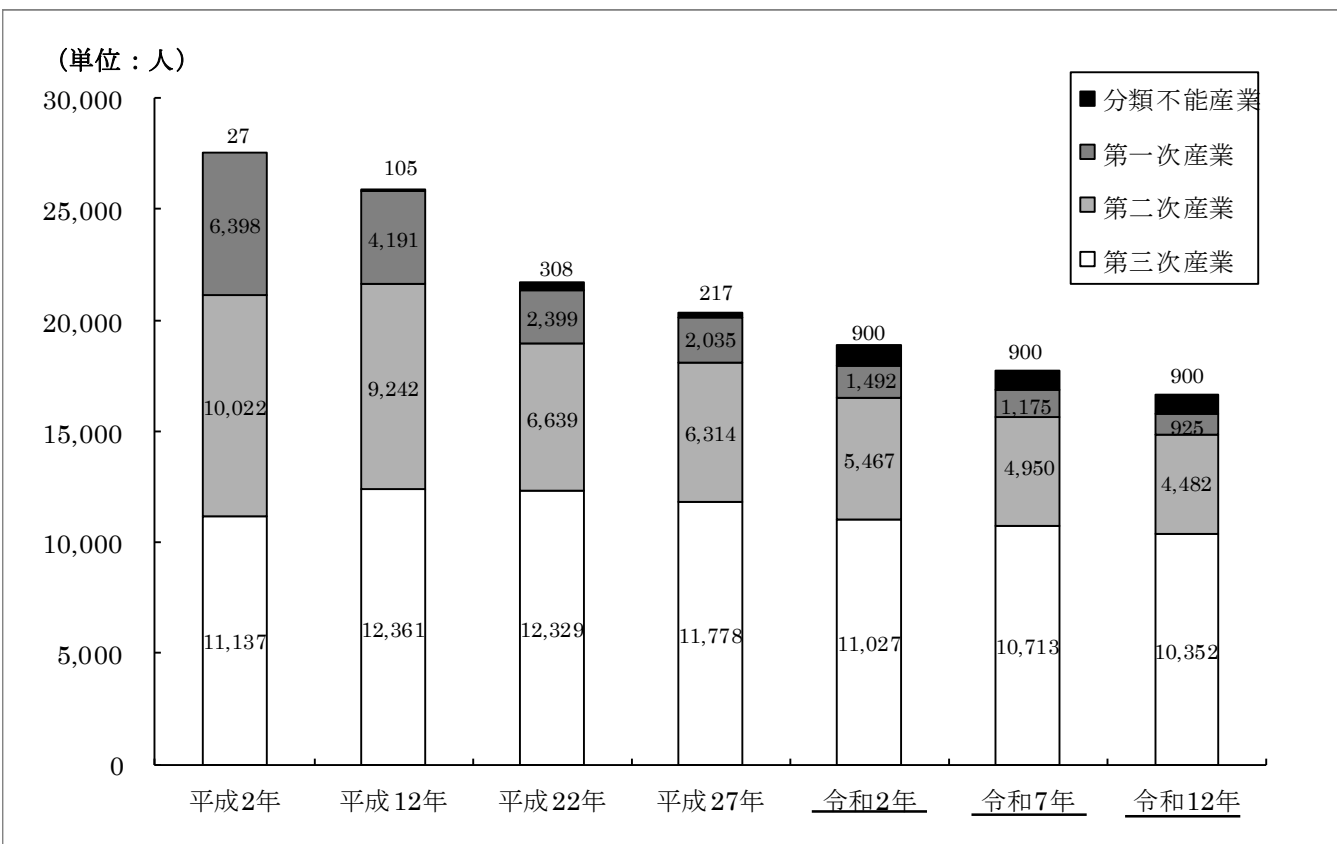
第三次産業については、介護関連の事業所等が増加したものの、就業人口はやや減少の傾向となることが想定されるため、令和12年には10,352人と推計しました。

その結果、就業人口は、令和12年には16,659人になるものと推計されます。

(単位：人)

区 分	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
第一次産業	6,398人	4,191人	2,399人	2,035人	1,492人	1,175人	925人
第二次産業	10,022人	9,242人	6,639人	6,314人	5,467人	4,950人	4,482人
第三次産業	11,137人	12,361人	12,329人	11,778人	11,027人	10,713人	10,352人
分類不能の産業	27人	105人	308人	217人	900人	900人	900人
計	27,584人	25,899人	21,675人	20,344人	18,886人	17,738人	16,659人

※令和2年までは実績値。令和7年からは推計値。



第4章 新市建設の基本方針

1. 新市の基本理念と将来像 ～ 3. 土地利用構想（略）

第5章 新市の施策

本文（略）

施策体系図（略）

新市建設計画における重点事業（略）

1. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

1-① 医療・救急体制の充実～1-④高齢者福祉の推進（略）

1-⑤ 児童福祉の推進

本文（略）

○主な施策

事業名	事業概要	備考
（略）	（略）	
子育て支援の充実	・子育て支援センターの充実 ・子育てサポートの推進 ・放課後児童健全育成事業の推進	

1-⑥ 障害者（児）福祉の推進～1-⑨国民健康保険、国民年金（略）

2. 豊かな自然と調和した住みよいまちづくり

2-① 交通体系の整備（略）

2-② 道路の整備

本文（略）

○主な施策

事業名	事業概要	備考
基幹幹線道路の整備	・国道118号の整備 ・国道123号野口地内の拡幅整備 （略）	
補完幹線道路の整備	（略） ・県道長倉小舟線交通安全施設等の整備 （略）	

第4章 新市建設の基本方針

1. 新市の基本理念と将来像 ～ 3. 土地利用構想（略）

第5章 新市の施策

本文（略）

施策体系図（略）

新市建設計画における重点事業（略）

1. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

1-① 医療・救急体制の充実～1-④高齢者福祉の推進（略）

1-⑤ 児童福祉の推進

本文（略）

○主な施策

事業名	事業概要	備考
（略）	（略）	
子育て支援の充実	・子育て支援センターの充実 ・子育てサポートの推進 ・放課後児童健全育成事業の推進 ・児童育成支援となる拠点の開設	

1-⑥ 障害者（児）福祉の推進～1-⑨国民健康保険、国民年金（略）

2. 豊かな自然と調和した住みよいまちづくり

2-① 交通体系の整備（略）

2-② 道路の整備

本文（略）

○主な施策

事業名	事業概要	備考
基幹幹線道路の整備	・国道118号大宮太子拡幅事業 ・国道123号御前山バイパス整備事業 （略）	
補完幹線道路の整備	（略） （略）	

2―③ 市街地の整備～2―⑤ 河川の整備（略）

3. 人に優しく安全で快適なまちづくり

3―① 上水道の整備 ～ 3―⑪ 公営墓地・斎場の充実（略）

4. 活力にあふれ安定して働けるまちづくり

4―① 農業の振興 ～ 4―⑦ 勤労者福祉の充実（略）

5. 個性と文化を育むふれあいのまちづくり

5―① 幼児教育の充実 ～ 5―⑦ 地域文化の創造と伝承（略）

6. 協働のまちづくり

6―① 地域コミュニティの醸成 ～ 6―⑧ 行財政の効率化（略）

第6章 新市における茨城県事業の推進

本文（略）

茨城県が主体となる事業

【再掲】

施 策 項 目	事 業 名
基幹幹線道路の整備	・国道118号整備事業
	・国道123号野口拡幅整備事業
	（略）
補完幹線道路の整備	（略）
	・県道長倉小舟線交通安全施設等整備事業
	（略）

2―③ 市街地の整備～2―⑤ 河川の整備（略）

3. 人に優しく安全で快適なまちづくり

3―① 上水道の整備 ～ 3―⑪ 公営墓地・斎場の充実（略）

4. 活力にあふれ安定して働けるまちづくり

4―① 農業の振興 ～ 4―⑦ 勤労者福祉の充実（略）

5. 個性と文化を育むふれあいのまちづくり

5―① 幼児教育の充実 ～ 5―⑦ 地域文化の創造と伝承（略）

6. 協働のまちづくり

6―① 地域コミュニティの醸成 ～ 6―⑧ 行財政の効率化（略）

第6章 新市における茨城県事業の推進

本文（略）

茨城県が主体となる事業

【再掲】

施 策 項 目	事 業 名
基幹幹線道路の整備	・国道118号大宮太子拡幅事業
	・国道123号御前山バイパス整備事業
	（略）
補完幹線道路の整備	（略）
	（略）

第7章 公共施設の統合整備

本文（略）

第8章 財政計画

新市の財政計画は、歳入歳出各項目ごとに、過去の実績、経済情勢や人口の推移等を勘案し、建設計画と同様合併期日の属する年度及びそれに続く20か年度について普通会計ベースで作成したものです。

（以下略）

1. 歳 入

（1） 地方税 ～ （8） 地方債（略）

2. 歳 出

（1） 人件費 ～ （8） 普通建設事業費（略）

第7章 公共施設の統合整備

本文（略）

第8章 財政計画

新市の財政計画は、歳入歳出各項目ごとに、過去の実績、経済情勢や人口の推移等を勘案し、建設計画と同様合併期日の属する年度及びそれに続く 25か年度について普通会計ベースで作成したものです。

（以下略）

1. 歳 入

（1） 地方税 ～ （8） 地方債（略）

2. 歳 出

（1） 人件費 ～ （8） 普通建設事業費（略）

新 市 財 政 計 画

歳入

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地 方 税	3,611	4,745	4,737	5,569	5,582	5,027	4,920	4,976	4,797
地 方 譲 与 税	421	599	721	372	362	340	301	294	275
利 子 割 交 付 金	34	23	15	19	19	16	14	11	10
配 当 割 交 付 金	5	11	18	20	7	5	6	7	8
株式等譲渡所得割交付金	6	16	12	11	3	3	2	3	2
地方消費税交付金	353	430	455	439	407	426	425	411	402
ゴルフ場利用税交付金	113	154	151	159	153	150	138	114	125
自動車取得税交付金	134	182	160	163	152	86	66	55	71
地方特例交付金	105	144	115	30	59	70	82	65	14
地 方 交 付 税	3,826	7,855	7,579	7,817	8,076	8,295	8,954	10,506	9,360
交通安全対策特別交付金	7	9	9	9	8	8	8	7	7
分担金及び負担金	192	213	211	221	226	243	212	216	208
使用料及び手数料	255	345	312	318	279	263	254	227	226
国 庫 支 出 金	1,435	1,630	1,053	1,199	1,478	3,140	2,891	2,033	2,301
県 支 出 金	1,330	1,526	1,275	1,114	1,109	1,291	1,155	1,399	1,716
財 産 収 入	69	57	73	88	176	162	183	82	83
寄 付 金	6	6	3	4	3	4	7	118	64
繰 入 金	1,654	1,303	1,236	1,019	568	347	30	17	96
繰 越 金	6,547	772	953	509	486	566	552	1,033	1,897
諸 収 入	461	571	556	456	455	530	535	581	561
地 方 債	3,133	4,658	2,898	2,034	2,086	2,193	2,258	1,791	2,602
(うち合併特例債)	684	2,692	1,391	469	738	417	349	191	713
歳 入 合 計	23,697	25,249	22,542	21,570	21,694	23,165	22,993	23,946	24,825

新 市 財 政 計 画

歳入

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地 方 税	3,611	4,745	4,737	5,569	5,582	5,027	4,920	4,976	4,797
地 方 譲 与 税	421	599	721	372	362	340	301	294	275
利 子 割 交 付 金	34	23	15	19	19	16	14	11	10
配 当 割 交 付 金	5	11	18	20	7	5	6	7	8
株式等譲渡所得割交付	6	16	12	11	3	3	2	3	2
法人事業税交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方消費税交付金	353	430	455	439	407	426	425	411	402
ゴルフ場利用税交付金	113	154	151	159	153	150	138	114	125
※環境性能割交付金	134	182	160	163	152	86	66	55	71
地方特例交付金	105	144	115	30	59	70	82	65	14
地 方 交 付 税	3,826	7,855	7,579	7,817	8,076	8,295	8,954	10,506	9,360
交通安全対策特別交付金	7	9	9	9	8	8	8	7	7
分担金及び負担金	192	213	211	221	226	243	212	216	208
使用料及び手数料	255	345	312	318	279	263	254	227	226
国 庫 支 出 金	1,435	1,630	1,053	1,199	1,478	3,140	2,891	2,033	2,301
県 支 出 金	1,330	1,526	1,275	1,114	1,109	1,291	1,155	1,399	1,716
財 産 収 入	69	57	73	88	176	162	183	82	83
寄 付 金	6	6	3	4	3	4	7	118	64
繰 入 金	1,654	1,303	1,236	1,019	568	347	30	17	96
繰 越 金	6,547	772	953	509	486	566	552	1,033	1,897
諸 収 入	461	571	556	456	455	530	535	581	561
地 方 債	3,133	4,658	2,898	2,034	2,086	2,193	2,258	1,791	2,602
(うち合併特例債)	684	2,692	1,391	469	738	417	349	191	713
歳 入 合 計	23,697	25,249	22,542	21,570	21,694	23,165	22,993	23,946	24,825

※令和元年9月以前は自動車取得税交付金

(単位：百万円)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
4,901	4,657	4,601	4,660	4,671	4,524	4,535	4,545	4,405	4,418	4,433	4,285
263	261	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262
9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
15	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
24	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
398	511	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720
123	113	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
63	33	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
9,353	7,870	7,597	7,299	6,827	6,864	6,893	6,896	7,001	7,040	6,946	6,951
7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
207	205	187	183	178	174	170	167	163	159	156	152
227	213	211	212	211	210	209	208	207	206	204	203
1,782	2,695	2,545	2,214	2,009	2,253	2,295	2,147	2,249	2,245	2,081	2,077
1,240	1,348	1,314	1,246	1,202	1,201	1,207	1,220	1,177	1,208	1,147	1,185
57	53	82	82	82	81	81	81	81	81	80	80
79	55	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
164	606	1,160	629	877	874	740	568	453	409	387	180
1,059	1,257	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
534	539	382	356	365	373	382	381	409	409	496	494
2,489	3,902	3,458	3,295	2,960	2,367	2,557	1,989	2,111	2,112	1,665	1,665
650	918	2,000	1,406	848	1,171	1,362	793	915	916	469	469
23,009	24,367	23,126	21,765	20,971	20,510	20,658	19,791	19,845	19,876	19,184	18,861

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,901	4,963	4,830	4,939	5,027	4,976	4,947	4,912	4,892	5,103	5,133	4,914
263	251	261	259	258	260	275	291	295	302	304	316
9	7	7	4	7	7	3	3	3	2	1	2
15	29	24	14	20	15	18	16	24	21	24	22
24	17	23	8	20	13	11	22	29	16	27	25
0	0	0	0	0	0	0	32	68	90	99	99
398	486	766	673	702	757	732	897	964	966	946	994
123	111	111	109	104	91	93	82	96	94	91	95
63	29	48	48	70	71	49	19	23	25	30	39
15	15	15	17	17	22	70	38	148	38	44	41
9,353	9,197	9,103	8,431	8,034	7,934	8,104	7,659	8,284	8,230	8,200	7,370
7	6	6	6	5	5	4	5	5	4	4	4
207	199	153	156	162	161	113	66	28	24	25	29
227	213	209	206	200	200	201	191	181	176	165	174
1,782	2,595	2,796	2,884	2,493	2,129	2,836	8,250	4,112	3,858	3,659	3,242
1,240	1,193	1,287	1,227	1,234	1,175	1,502	1,745	1,383	1,442	1,361	1,515
57	59	111	69	69	80	70	94	96	82	104	68
79	62	189	152	127	52	117	104	94	152	117	130
164	63	142	1,182	958	822	2,363	1,267	482	669	2,516	3,156
1,059	1,257	1,608	1,854	1,465	1,185	953	2,149	1,267	1,155	451	300
534	626	509	441	436	474	433	444	770	929	992	434
2,489	3,472	3,126	2,189	1,960	1,935	2,015	3,141	2,260	1,751	1,766	1,881
650	670	1,816	1,183	551	642	662	1,297	664	1,080	1,199	1,351
23,009	24,850	25,324	24,868	23,368	22,364	24,909	31,427	25,504	25,129	26,059	24,850

歳出

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	3,416	5,080	4,913	4,901	4,895	4,754	4,436	4,341	4,143
扶 助 費	1,410	2,205	2,246	2,339	2,409	2,503	3,009	3,186	3,193
公 債 費	2,956	2,910	3,093	3,489	3,525	3,590	3,353	3,333	3,251
物 件 費	2,431	2,797	2,749	2,756	2,831	2,886	2,739	2,891	2,822
維 持 補 修 費	190	220	171	166	126	127	141	130	134
補 助 費 等	1,405	1,674	1,764	1,689	1,758	2,573	1,648	1,765	1,732
繰 出 金	1,952	2,414	2,399	2,754	2,779	3,097	2,899	3,125	2,969
積 立 金	4,483	833	333	227	252	323	845	850	1,206
投資・出資・貸付金	38	148	391	183	9	178	196	80	32
予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普 通 建 設 事 業 費	4,664	6,015	3,974	2,580	2,544	2,582	2,695	2,348	4,284
（うち合併特例債事業）	1,487	4,095	2,639	628	893	512	954	214	776
歳 出 合 計	22,945	24,296	22,033	21,084	21,128	22,613	21,961	22,049	23,766

（単位：百万円）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
5,181	5,141	5,126	5,101	5,095
321	321	321	321	321
2	2	2	2	2
23	23	23	23	23
26	26	26	26	26
99	99	99	99	99
994	994	994	994	994
92	92	92	92	92
28	28	28	28	28
39	32	32	32	32
7,370	7,370	7,370	7,370	7,370
4	4	4	4	4
33	32	32	33	33
162	162	162	162	162
3,720	3,870	3,087	3,062	3,060
1,542	1,478	1,454	1,484	1,482
83	83	83	83	83
150	150	150	150	150
2,044	1,653	2,125	2,161	2,221
300	300	300	300	300
575	412	412	412	412
2,412	2,628	2,678	2,261	1,911
1,617	939	428	428	375
25,200	24,900	24,600	24,200	23,900

歳出

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	3,416	5,080	4,913	4,901	4,895	4,754	4,436	4,341	4,143
扶 助 費	1,410	2,205	2,246	2,339	2,409	2,503	3,009	3,186	3,193
公 債 費	2,956	2,910	3,093	3,489	3,525	3,590	3,353	3,333	3,251
物 件 費	2,431	2,797	2,749	2,756	2,831	2,886	2,739	2,891	2,822
維 持 補 修 費	190	220	171	166	126	127	141	130	134
補 助 費 等	1,405	1,674	1,764	1,689	1,758	2,573	1,648	1,765	1,732
繰 出 金	1,952	2,414	2,399	2,754	2,779	3,097	2,899	3,125	2,969
積 立 金	4,483	833	333	227	252	323	845	850	1,206
投資・出資・貸付金	38	148	391	183	9	178	196	80	32
予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普 通 建 設 事 業 費	4,664	6,015	3,974	2,580	2,544	2,582	2,695	2,348	4,284
（うち合併特例債事業）	1,487	4,095	2,639	628	893	512	954	214	776
歳 出 合 計	22,945	24,296	22,033	21,084	21,128	22,613	21,961	22,049	23,766

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
4,020	4,165	3,967	3,945	3,792	3,723	3,659	3,646	3,529	3,543	3,469	3,510
3,216	3,263	3,186	3,168	3,151	3,136	3,122	3,109	3,097	3,087	3,077	3,069
3,129	2,965	2,847	2,692	2,718	2,800	2,888	2,904	2,888	2,977	2,877	2,682
2,866	3,509	3,769	3,656	3,393	3,302	3,211	3,161	3,091	3,058	2,959	2,933
150	129	95	93	91	89	88	86	84	82	81	79
1,747	2,079	2,019	2,002	1,966	1,950	1,934	1,868	1,852	1,837	1,821	1,806
2,943	2,964	2,967	2,851	2,846	2,842	2,837	2,833	2,829	2,825	2,821	2,818
1,903	675	76	75	85	94	104	103	121	120	130	120
40	40	109	43	40	40	36	34	34	30	27	23
0	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
1,738	4,558	4,071	3,220	2,869	2,514	2,759	2,027	2,300	2,297	1,902	1,801
726	1,300	2,991	2,074	1,551	2,094	2,344	1,614	1,884	1,886	1,487	1,384
21,752	24,367	23,126	21,765	20,971	20,510	20,658	19,791	19,845	19,876	19,184	18,861

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,020	3,911	3,786	3,765	3,743	3,692	3,683	3,834	3,822	3,759	3,843	4,234
3,216	3,343	3,453	3,637	3,634	3,540	3,815	3,605	4,596	3,971	4,339	3,944
3,129	2,891	2,742	2,630	2,635	2,913	2,784	2,764	2,679	2,902	2,788	2,815
2,866	3,128	3,301	3,386	3,286	3,335	4,034	4,166	3,693	3,839	3,381	3,794
150	128	128	146	138	164	172	168	133	119	113	119
1,747	1,964	1,988	2,247	2,224	2,363	3,068	8,486	3,732	4,311	3,807	3,350
2,943	2,929	2,981	2,952	2,539	2,729	2,053	2,089	2,039	2,096	2,449	2,292
1,903	955	940	1,380	1,630	605	535	1,143	812	726	849	381
40	33	106	30	31	26	34	16	19	128	14	30
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
1,738	3,960	4,045	3,230	2,322	2,044	2,582	3,890	2,824	2,827	3,874	3,841
726	861	2,541	1,777	857	939	985	1,759	967	1,540	2,254	2,196
21,752	23,242	23,470	23,403	22,182	21,411	22,760	30,161	24,349	24,678	25,457	24,850

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4,390	4,425	4,460	4,496	4,532
4,194	4,194	4,194	4,194	4,194
2,499	2,301	2,376	2,582	2,793
3,912	3,704	3,692	3,709	3,629
139	137	129	153	150
3,494	3,635	3,654	3,542	3,512
2,082	2,292	2,083	2,082	2,083
410	392	642	631	576
32	26	34	30	30
50	50	50	50	50
3,998	3,744	3,286	2,731	2,351
2,580	1,737	0	0	0
25,200	24,900	24,600	24,200	23,900

議案第 22 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
21732 号線	抽ヶ台町 3332 番 2 地先	抽ヶ台町 3127 番 2 地先	220.30	9.84～ 20.70

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

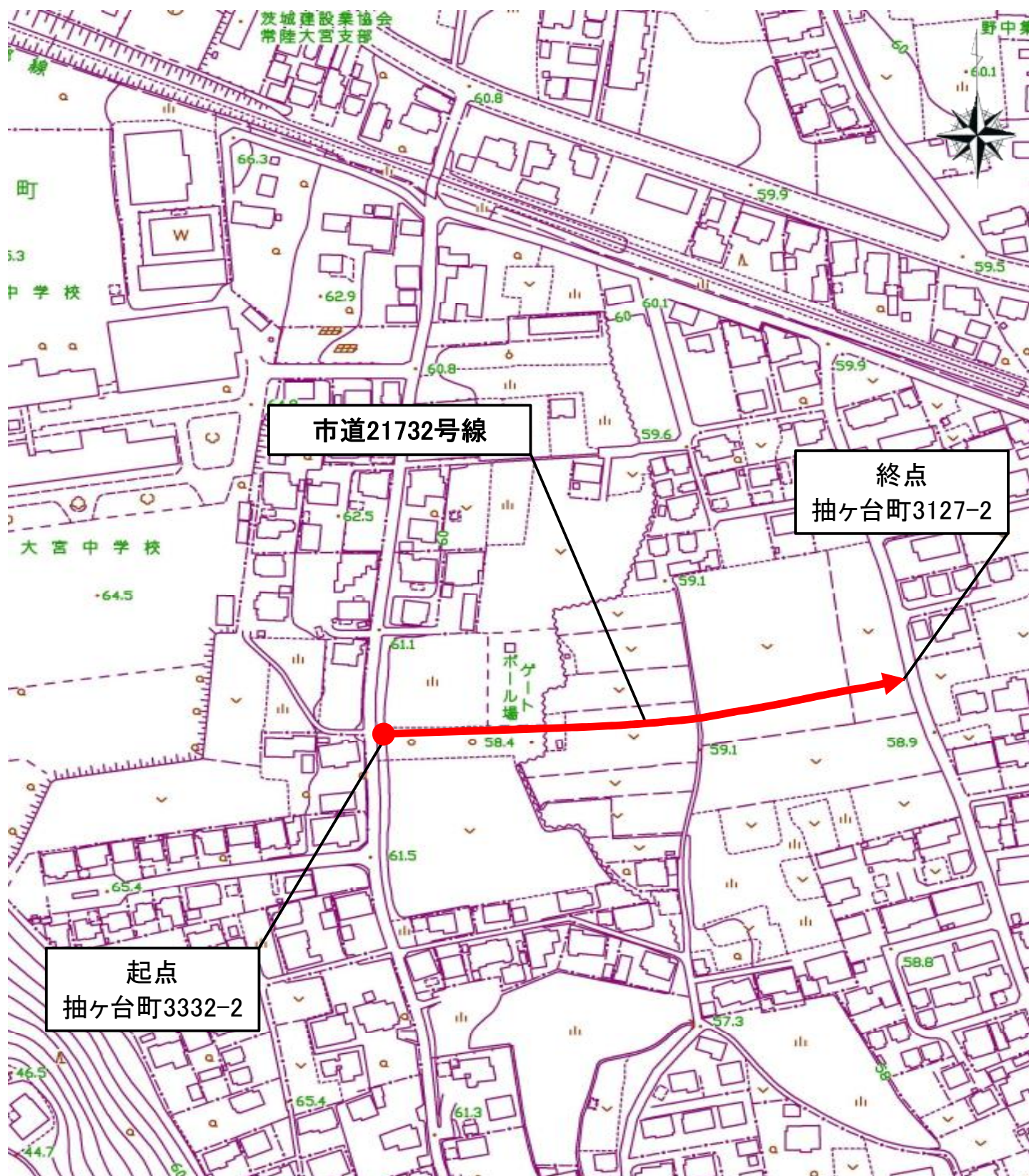
（提案理由）

新たに路線を認定し、公共の用に供するものです。

認定路線位置図



認定路線図



議案第 2 3 号

市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	旧新別	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
10142 号線	旧	宇留野字北滝久保 3142 番 3 地先	宇留野字北滝久保 3142 番 3 地先	53.00	15.00～ 33.70
	新	宇留野字北滝久保 3142 番 3 地先	泉字駄木所 304 番 2 地先	1040.00	12.50～ 33.70

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

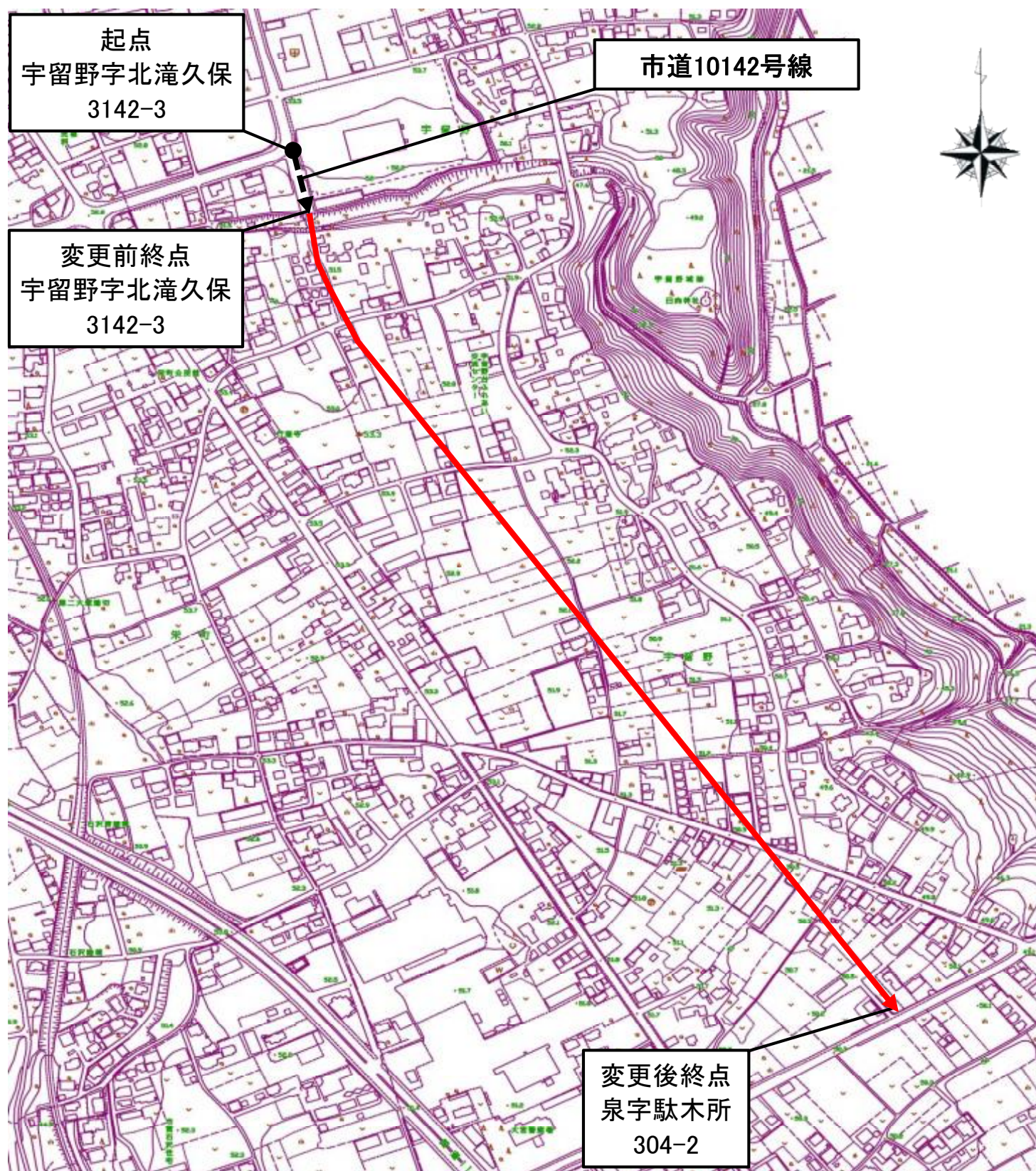
（提案理由）

市道 10142 号線改良工事に伴い、市道を延長するものです。

変更路線位置図



変更路線図



議案第 2 4 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市諸沢 5 0 7 1 番地
やまがたすこやかランド三太の湯

常陸大宮市長倉 4 0 7 番地の 2
ごぜんやま温泉保養センター四季彩館

常陸大宮市氷之沢 3 1 3 9 番地
美和ささの湯

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市長倉 4 0 7 番地の 2
常陸大宮市温泉事業株式会社
代表取締役 鈴木 定幸

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 25 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市中富町 3 1 3 5 番地の 6
常陸大宮市文化センター

2 指定管理者に指定する団体

東京都目黒区青葉台三丁目 10 番 9 号
株式会社ディックスプロモーション
代表取締役 田中 良介

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 3 4 号

教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 小野 司寿男
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

教育長 小野 司寿男 氏が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、引き続き同氏を教育長に任命したいため、提案するものです。

議案第 35 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 山崎 江里子
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 山崎 江里子 氏が令和 7 年 6 月 30 日で任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。

議案第 36 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 滝 明美
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 坪 民生 氏が令和 7 年 6 月 30 日で任期満了となることから、新たに 滝 明美 氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。

議案第 37 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 立原 和正
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 38 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 小野瀬 勝美
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 39 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 坂本 和幸
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 40 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 近江 隆
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 4 1 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 野上 幸一
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 4 2 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 茂垣 良次
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 4 3 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 中島 伸一
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 4 4 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 清水 久子
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 4 5 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 海老根 忠夫
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 4 6 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 木村 一郎
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 4 7 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 長岡 孝明
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 48 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 薄井 裕喜
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 49 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 栗田 久男
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 5 0 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 平塚 晋一
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 5 1 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 長山 勝善
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 5 2 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 瀧田 祐次
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 53 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 堀江 甫
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 26 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 5 4 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 野上 孝子
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。

議案第 5 5 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 石崎 育子
●●年●●月●●日生

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

農業委員会委員が令和 7 年 3 月 3 1 日で任期満了となることから、提案するものです。